

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第107号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第108号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第109号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第110号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第111号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第112号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第113号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第114号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
第10	議案 第115号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
第11	議案 第116号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
第12	議案 第117号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第13	議案 第118号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第119号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第15	議案 第120号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第121号	飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第17	議案 第122号	飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第123号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第124号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡ことばの教室)
第20	議案 第125号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第21	議案 第126号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第127号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第23	議案 第128号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第129号	飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について
第25	議案 第130号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第26	議案 第131号	指定管理者の指定について(数河グラウンド)
第27	議案 第132号	指定管理者の指定について(古川ふれあい広場施設)
第28	議案 第133号	指定管理者の指定について(アスク山王)
第29	議案 第134号	指定管理者の指定について(やまびこ館)
第30	議案 第135号	指定管理者の指定について(ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)

## 令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第136号	指定管理者の指定について(まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ヶ峰)
第32	議案 第137号	指定管理者の指定について(流葉交流広場、流葉自然休養村運動場)
第33	議案 第138号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第34	議案 第139号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第35	議案 第140号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第36	議案 第141号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第37		一般質問

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
代表監査委員	島	田	哲	吉
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	文	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
危機管理監	高	見	友	樹
財政課長	土	田	治	康

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	倉	坪	正		明
書記	川	端	嘉		恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日は14番、高原議員が欠席であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、12番、野村議員、13番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第107号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第36 認定第141号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）

日程第37 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第36、議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）までの35案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら35案件の質疑と併せて、これより日程第37、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では、市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことに御注意ください。また、議会の品位を重んじて、不規則や不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。今回大きく5つありますので、スムーズに進めさせていただきます。

それでは1点目です。神岡・猪谷間の公共交通についてです。1点目、乗合タクシーの運行回数はどうなったのか。2点目、令和8年10月以降は乗合タクシー一本でしたらどうかということです。今年の3月、6月、9月と12月、フルで猪谷線の質問をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

10月から猪谷線は平日の朝夕の時間帯で乗合タクシーへと変わってまいりました。そして土曜

日、休日は全く足がなくなりました。利用者からは戸惑いの声も聞いております。予約すれば自宅にタクシーが来るのではないか。土曜・休日でも電話をすれば利用できるのではないか。旅行者の方が猪谷駅で対処できなくて困っていた。東京から親の面倒を見に来るが、休日の足がないので困っている、など聞いております。また、9月末までには生徒が今後どうやって自力で富山に遊びに行けばいいのかということを経営者のドライバーに切実な思いで聞いていたということも聞いております。

そこで1点目です。乗合タクシーの運行回数はどうだったのかということです。

朝夕の利用は少ない、月に数回の運行程度と予想されておりましたが、通勤利用の方や出張利用など1週間の乗降調査では分からなかったことも出てきていると思います。予想以上に運行する回数が多かったとも聞いております。この2か月間の運行状況はどうだったのでしょうか。

2点目、令和8年10月以降は乗合タクシー一本にしたかどうかということです。

今は乗合タクシーと定期路線バスがあり、利用者からは戸惑いの声があります。地元の利用者もあるし、神岡へ親の面倒を見るために帰省したり、旅行する方もあります。古川方面から猪谷経由で神岡への通勤の利用もありました。次回の改正となる令和8年10月からは、乗合タクシーに一本化し、土曜・休日も関係なく、予約で運行する方式が利用者にとって一番分かりやすいと考えます。

また、高校生なども交通弱者です。全ての保護者が猪谷まで送迎できるはずもありません。神岡～猪谷～富山ルートで速星まで片道790円、往復とも約1時間30分で行けます。これが神岡～古川経由～富山となりますと速星までは片道1,460円、行きは2時間30分、帰りは3時間20分かかります。運賃は2倍以上かかり、移動時間も1時間から1時間50分余分にかかります。生徒の利便性について前回の質問の際は、私からすると非常に冷たい答弁に思えました。これだけの負担が増えることも踏まえて、令和8年10月以降の一本化についての考えをお聞きいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

岡田総務部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは、一つ目の乗合タクシーの運行回数についてお答えいたします。

10月より平日の朝と夕方の便をこれまでの濃飛バスの運行から、予約制の乗合タクシーに変更いたしました。10月から11月の延べ40日の運行可能日のうち、朝の便は25日間で延べ35人、夕方の便は6日間で延べ6人が利用されました。

この利用者の内訳は、4月に市が行った乗降調査における通院目的の市民の方や、神岡町内への通勤者などが引き続き利用されておりまして、これまでと変わりなく移動手段が確保されております。さらに、大学研究者にもこの制度が浸透して利用者が増えており、制度開始前の利用者はほぼ移行できたことから、代替交通としての役割を果たしているものと捉えております。

また、現在のタクシー運行業務は、市職員16人から協力の申出をいただき、順調に運行できて

いる状況でございます。委託先の宝タクシーや市に対して特段の苦情等は届いておらず、予約に関する問合せがある程度でございます。

これらを総合的に見ますと、赤字が大きかった神岡猪谷線は市直営方式にしたことで経費的にも抑制ができることができ、利用者にとってもサービスが低下することなく見直しができたものと評価しております。

次に、2番目の令和8年10月以降の乗合タクシー一本化の考え方について、お答えいたします。今回の神岡北部乗合タクシーの運行は、あくまでも神岡猪谷線の定時定路線の減便に対する代替交通を目的としております。当該地域の公共交通を、このままデマンド型の乗合タクシーに一本化するかどうかは、神岡北部乗合タクシーの定着状況や現在の神岡猪谷線の利用状況を把握し、利用者の方々との意見交換等を踏まえながら公共交通会議に諮り、財政負担の軽減や利便性を維持できるよう、慎重に進めていく必要があると考えております。

また、定時定路線と乗合タクシーの混在は、市内の別の地域では既に実施されており、利用者からの分かりにくさの指摘には、案内の周知ですとか利用促進に取り組むことで、徐々に解消されていくものと考えております。

公共交通をどのように構築するかについては、利用者のニーズの最大公約数を見極めるということが重要でございます。一部のニーズを具現化することは全体に大きな影響を与えます。限られた予算と人材の中で、通院や通学・通勤、買物を実現することが重要であり、その実現のために地域公共交通計画を策定し、個々具体の取組をしているのが本市の公共交通でございます。

地域に住まわれる方や神岡町に來訪される方など、様々な事情があるかと思いますが、現状の公共交通の改善点を見つけ、地域との話合いを通じて、社会情勢に適した公共交通の実現を目指して検討を継続してまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○11番（前川文博）

今、2点お答えいただきました。これしつこくやっているんですけども、最近、同じ時期に猪谷笹津間のバスも廃止になって、最近ニュースになったんですが、陸の孤島になってしまったと、高山線があるけども駅までは歩いて20分、30分かかるんで代替交通にもなっていないと、もう見捨てられたようでここに住んでいけるのかなということもニュースになっておりましたので、そういうことを心配しながら質問をしているんですけども、今、職員で16名の協力があったタクシーをやってみえるということでしたが、どれぐらい今、回数は出られましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

10月から11月で先ほどの回数を運行しておりますので、その回数については職員が対応しているということです。1人当たりになりますと、1回から3回程度になるかと思います。

○11番（前川文博）

たしか職員がやり出したのは11月に入ってからですよ。10月に研修会を行って、その後からじゃなかったでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

11月からのドライバーということになります。

○11番（前川文博）

分かりました。先ほどほかでも定時定路線と予約型があるので定着していくという話だったんですが、この猪谷神岡間は通過利用もあるんですよね。猪谷まで来て通過して神岡を通過していくというパターンの利用もあるんです、旅行者で。さっきのほかであるというのは、どこの地区かはちょっと私頭に出てないんですけど、そうすると例えば猪谷駅に着いたときに定時路線のことでバス停には1日3本の時刻が書いてあるんですけど、当日来て予約型なので使うことはできないんですけど、朝と夕方デマンドの予約型があるっていうことはどこにも分からない状況で、次の参考にいまならない状況なんですけど、その辺を例えば旅行する方とかほかの方にも周知していくのも必要だと思うんですが、その辺どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御指摘のとおり、その点についてはホームページ等でも紹介して周知をしていきたいと思えます。

○11番（前川文博）

分かりました。ぜひ周知のほうをよろしく願いいたします。

それでは、2点目のほう入ります。各種報酬や費用弁償の見直しについてです。1点目、各種委員の報酬の見直し、2点目、各種委員の費用弁償についてです。

これも令和6年9月と令和7年3月で質問をしました。時給換算したら666円などとなり、最低賃金を割り込む状況です。費用弁償も自家用車利用しか選択肢がないので、見直す必要があると質問いたしました。令和8年度に向け検討を行うとの答弁でしたので今予算の時期ですのでほぼ決まっていると思いますので、その結果を質問いたします。

1番、各種委員の報酬の見直しです。直近の選挙のときに投票立会人の方からもお話がありました。報酬が少ないと、受ける人がいないので同じ方に偏ると、何とかならんのかという話がありました。選挙の立会人を2部制にするとかも含めて、令和8年以降の報酬についてどのような結論が出ているのかお聞きいたします。

2点目、各種委員の費用弁償です。ガソリンの暫定税率が廃止されることは決定いたしました。これまで補助金が10円出ていましたので、実際には15円の値下げとなります。しかし、車両の価格は上昇が止まっています。国の基準がなくなったということで、市で独自の基準を策定するという答弁がありましたが、どのような方向性が出たのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

## □総務部長（岡田浩和）

それでは、1点目の各種委員の報酬の見直しについてお答えいたします。各種委員の報酬につきましては、監査委員、農業委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員など様々な委員について、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例にて、日額や月額、年額等が定められております。

この各種委員の報酬の見直しにつきましては、これまでの一般質問での御指摘のほか、総合政策審議会委員からも御意見をいただいていることから、県内自治体の報酬額を参考に、令和8年度からの全体的な見直しを行うよう進めているところでございます。

特に、最も多くの委員に適用されている日額6,000円の報酬については、現行では会議時間が4時間未満の場合は、日額の2分の1にあたる3,000円を、4時間以上の場合は6,000円を支給しております。これを他自治体の事例を参考に、基本となる日額を現在の6,000円から1万2,000円に引き上げる方向で検討をしております。その上で、2時間未満の場合は日額の4分の1に当たる3,000円、4時間未満の場合は2分の1にあたる6,000円、4時間以上の場合は1万2,000円とする見直しを検討しております。

次に、選挙に関する報酬についても見直しを進めており、県内自治体の多くが国の基準額をそのまま採用している状況を踏まえまして、飛騨市も国の基準額に合わせる方向で検討をしております。この見直しにより、当日の投票立会人の報酬は日額1万円から1万2,400円になる予定でございます。

選挙執行の現状では、国の選挙を行う場合においても、昨今の物価高騰から国の委託交付金内で経費が賄えず、市の持ち出しが増加している状況にあります。また、投票立会人を2交代制にできないかとの御質問でございますが、投票立会人は各投票所2名の配置が必要でありまして、2交代制では4名の立会人が必要となり、人手不足に拍車がかかります。

これらの経費と人手不足の問題に対しまして、11月6日、総務省選挙課に対し、選挙に関する基準額の引上げや投票立会人が不足していることを踏まえた基準の緩和に関しまして、市独自で要望を行ったところでございます。総務省においては、公職選挙法は議員立法であり、政府からの改正はハードルが高い旨の話があったところです。今後は全国市長会を通じ、国会議員等へ現場の状況を伝えてまいります。

次に、2点目の各種委員の費用弁償についてお答えします。当市の車賃の費用弁償は、合併協議会において定められた1キロメートル当たり20円を現在も使用しております。この点については一般質問での御指摘や総合政策審議会委員から御意見をいただいております。令和8年度から見直しを進める方針でございます。

県内自治体を見ますと、現在、国の車賃単価は既に廃止されたものの、依然として1キロメートルあたり37円を適用している自治体が多くあります。

この1キロメートル当たり37円という国の単価の設定は、標準的な陸路交通の機関であるところの路線バスの料金を基準に決定され、平成9年10月1日から適用されておりました。

バス路線の料金を基準に考えますと、例えば飛騨古川駅から高山濃飛バスセンターまでのバス料金は1キロメートル当たり約24円、飛騨市役所から高山濃飛バスセンターまでは1キロ当たり約25円程度になります。このように、運行する路線によって単価が異なるため、国の様な単価設

定を市独自で行うことは非常に困難であると判断しております。

また、各種委員の皆様が会議等に出席される際には、ほとんどの場合、自家用車を利用されているのが現状です。このため、市としては、自家用車の燃料代や車両使用に係る費用を弁償する独自の基準を設けることが適切であると考えております。自家用車と言いましても、ガソリン車、電気自動車、ハイブリッド車など多種多様でございますが、1キロメートル当たりの走行費用や車両価格には大きな幅がありますが、車賃の費用弁償はこれまでと同様に一律の金額とする方針でございます。

具体的には、燃料代への費用弁償として1キロメートル当たり20円、さらに車両の減価償却分の一部弁償として1キロメートル当たり20円を上乗せし、合計で40円とすることで、各種委員の費用負担の軽減を図りたいと考えております。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○11番（前川文博）

2点答弁いただきました。1点目のほうの報酬の話ですね。今ほぼほぼ倍になるということで、時間も細かく設定して時給単価がいいようになっていくと思うんですけども、選挙の立会人ですよ、やっぱりこの方々が12時間以上、長いと15時間ぐらいになるので、やっぱりその方々が最低賃金を割るような状況なんですけど、国のほうにも申し入れされたということなんですけども、この辺今も議員立法でという話だったんですが、何とかかなりそうな気はしますか。ありそうですか。人に出てもらうこともあるので、今出ている人らがどう思ってくれるかという話になると思うんですけど、その辺どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

この件、私、総務省の選挙課へ行ってきたんですけど、実際には結構なかなか難しいという印象でした。議員立法であるということが一番大きくて、政府に話をしても、つまり総務省に話しても総務省からという感じにはなかなかなくてなかった。その辺のさじ加減というかニュアンスって我々なかなか分からないんですけど、やっぱり公職選挙法というのはかなりデリケートな問題として捉えているという印象を持ちましたので、なかなか我々がこう言ってもすぐにじゃあ分かりましたというふうになるって感じではなかったと思います。

したがって、この問題は先ほど答弁にもありましたが、やっぱり市長会から各政党とか主要な国会議員に話していくという方向しかないのではないかと考えておりまして、また役員会のほうでそうした問題提起をしながら対応を進めていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

分かりました。

もう1点なんですけども、2交代制の話をさせてもらったら4人いるんでという話だったんですが、市としては例えば半日ずつ2人出れる人がいますよっていう場合は、そういう対応もしていけると、そういうことは残っているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

公職選挙法上は、そのような取扱いができるということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。2点目のほうの費用弁償ですけども、燃料代の20円と減価償却の20円ということの40円になったんですが、以前この37円の数字はどこから出たんですかということも質問したら、分かりませんという答弁だったんですが、今回調べていただいてその理由が分かってきたんです。非常にありがたいんですが、私はもうはっきり37円が上限で出すのかなと思ってたんですよ。市独自で検討した結果ということでしたので、今後もそうやって考えていただいて、来る方の負担にならないようにということをやっていただきたいと思います。

それでは、次に入ります。3点目、水道料金の今後についてということですよ。

もうこれは一つです。上下水道料金の検討はどうなっているのかということですが、全国各地で上水道管や下水道管の老朽化による破損が発生しております。飛騨市の下水道管は管の径が小さく比較的新しいので、さほど心配はないと考えられています。上水道については、料金収入での修繕や更新が厳しい状態で、延命治療的な修繕工事がほとんどと思われております。

平成29年12月に質問した際には、最低限の維持補修を行い、水道料金の値上げを最小限に抑えたい旨の答弁でした。そのときは20%の値上げを2回行い、合計で1.44倍にすると決定し、令和4年に水道料金が値上げされました。現在は一回の値上げで何とか水道事業が運営されておりますが、人口減少に伴い水道使用量も減少していきます。当然、料金収入も減少となっていきます。全国では、2倍以上に料金が上昇したところもあるようです。

そこで、上下水道料金の検討はどうかということなんですが、一回目の料金値上げは当初に予定されていた時期から2年遅く、令和2年から令和4年に後ろ倒しになりました。5年に一度水道料金を見直すと、平成30年度から令和9年度の飛騨市水道事業経営戦略には記されております。2回目の値上げがそろそろあるのではないかと心配をしております。2回の値上げで1.44倍、20年後に1.9倍、30年後に2.3倍と予想する答弁が以前ありました。この先の水道事業についての見込みと料金について値上げするのかどうか。するのであれば、以前決定した20%程度なのか。その先には再値上げもしなくてはいけないのか、その考えをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

おはようございます。水道料金の今後について、上下水道料金の検討について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、上水道料金につきましては、平成30年度に策定した飛騨市水道事業経営戦略において、5年に一度の料金見直しを行うこととしております。令和4年度から令和5年度にかけ、約16%値上げを実施し、現在は令和9年度に予定しております次期料金改定に向けた検証作業を進めております。

議員から御懸念いただいている値上げ幅やその先の長期的な見通しについては、人口減少による給水収益の減少に加え、近年の資材価格や電気料金の高騰など前回の改定時には想定し切れな

かった変動要素が生じております。そのため、これらの社会情勢の変化を踏まえた上で、将来にわたり安全な水を安定的に供給するために必要な料金水準について、慎重に検証を行っているところでございます。現時点では、具体的な改定幅や数値をお示しする段階には至っておりませんが、市民の皆様の生活への影響を考慮し、引き続き慎重に検討を重ねてまいります。

次に、下水道料金につきましては、平成23年度から平成27年度にかけて市内の下水道料金を統一し、現在の料金体系に至っております。また、下水道事業は令和6年度より、国の要請により地方公営企業法を適用した公営企業会計として運営を開始しており、これまでの決算データを基に、現在、飛騨市下水道事業経営戦略の改定を進めております。

しかしながら、公営企業会計へ移行してまだ2年目であり、長期的な経営分析に必要なデータが十分に蓄積されていないため、精緻な分析が難しい状況です。一方、令和8年度の予算編成においては、施設修繕費や維持管理費等の高騰が顕著となっております。事業の持続可能性を考慮すると、将来的には料金改定（値上げ）が必要になると考えられますが、現時点で具体的な実施時期や改定幅をお示しできる状況にはございません。

今後も、徹底した経費削減や効率化に努めつつ、必要な投資と料金のバランスを見極め、適時適切に議会や市民の皆様へ御説明できるよう努めてまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今、回答いただきました。令和9年のまだ見込みは上昇率は出せないということだったんですが、前回は2割の上昇を少し抑えて16%ということだったんですけども、この16%上げて今4年になるんですかね、今4年目になっているんですが、その当時の計画と比べてその修繕費の積立でとか残っているお金というのは、どんなもんなんでしょうか。予定どおりでしょうか、減少しているのか、その辺をお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

年間2億円の更新費用を予定しておりました。しかしながら、物価高騰、そういったものが資材費の高騰をよんでおまして、そういったもので実際にできる更新が限られてしまっておりまして、なので、実際には若干基金として持っておったものも減少しております。

○11番（前川文博）

ちょっと数字的なことは分かんないと思うんですけども、感覚的に2億円でやろうとしていた量が物価高騰でお金がかかるんで、多分やる距離とかが少なくなると思うんですけど、肌感覚でどれぐらい圧縮されたとか、例えば2割ぐらいはちょっと減っちゃったとか、その辺はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

確かな数字は申し上げられませんが、まず、この間に大きな事業がございました。といたしますのは梨ヶ根浄水場の耐震化の工事、それから今も継続しておりますけども、高野配水池の更

新工事、そういったものが大きな事業でございまして、そちらを計画的に平準化するために抑えながらはきておるんですけども、なかなか物価高騰、資材費の高騰が顕著でありますので、そういったものに割かし事業費がかさんでいるという状況でございます。

○11番（前川文博）

分かりました。物価高騰で本当かかっているのと料金収入が減っているの、その辺をうまく調整して、よそみたいに途中で水道管はじけて半日ほど止まるとか、本当インフラに生活に直結しますので、その辺だけ注意して進めていただければありがたいかなど。上げる部分はできるだけ少なくしていただいてということで、またどっかで聞きますのでよろしく願いいたします。

それでは、4点目に入ります。医療・介護サービスの今後についてということですが。これは2つあります。1点目は神岡のショートステイ事業について。2点目、市民病院の病棟再編と経営についてです。

今、市内の医療や介護サービスに縮小の動きが出てきております。介護医療院の12月末での廃止、ショートステイの受入れが令和8年3月末で休止、令和8年1月から市民病院の一般病棟の1病棟と療養病棟の2病棟を再編し、21床の病床数が休床など、医療や介護サービス利用者や家族への影響や負担が大きいものとなってきております。

そこで質問ですが、1点目、神岡のショートステイ事業についてです。これまで利用できることが普通のように時間が流れておりました。しかし、特に夜間帯に勤務する職員の人手不足が原因となり、介護サービスの縮小になっています。また、介護報酬の単価は物価高騰や人件費の上昇に追いついていません。それが1人当たりの賃金がなかなか上昇しない一つの要因となっております。長期間働いても給与が増えない、賞与が少ないなどということです。若手の職員が腰を据えて勤務を続けていくことへの不安もあります。介護報酬の単価については、県や国に要望していくことではあります。

これを踏まえて、神岡地区でのショートステイについて、市としてどのように受入れ体制を整えていくのかということが重要だと思っております。社会福祉法人も利益を出して給与を払っていかなければ事業が成り立ちません。利用者減少による赤字が発生し、運営が困難になった場合、飛騨市の介護サービスについてどのように考えているのでしょうか。

2点目、市民病院の病棟再編と経営についてです。こちらも夜勤勤務のできる看護師の人手不足が要因です。しかし、病院の経営を考えるとベッド数が多く、稼働率を上げることが健全な経営につながるのではないかと思います。市民病院も施設自体が老朽化しており、大規模改修か建て替えなどの検討がされております。外来患者の受入れも病院経営には重要なところであります。81床から60床へ21床休床することが病院経営にはどのような影響を与えることになるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

医療・介護サービスの今後についての御質問ですが、私からは1点目の神岡のショートステイ

事業について、市の立場と私どもが把握しております情報の範囲でお答えをいたします。

まず、旭ヶ丘ショートステイ建設の経緯から御説明いたします。

旭ヶ丘ショートステイ建設以前の神岡地区は、社会福祉法人神東会が運営する東町の特別養護老人ホームが、平成12年4月に特養50床、ショートステイ20床の指定を受けており、平成24年1月に特養を8床増床しました。平成22年に同法人が策定した中長期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年頃には介護需要が大幅に増加すると見込まれており、ショートステイとデイサービスの複合施設が必要であるとされておりました。

これを受けまして、その5年後の平成27年、同法人は特養の待機者解消のため、ショートステイの20床を特養に転用することで特養を78床とすると同時に、新たに神岡町殿地内に旭ヶ丘ショートステイとして個室を中心とした30床を建設いたしました。これが旭ヶ丘ショートステイ建設の経緯でございます。

この経営については、もともとショートステイ単独で採算を取るのではなく、特別養護老人ホームの利益も合わせて法人全体で利益を確保する構想でした。しかし、ショートステイは、平成27年の開設以降、おおむね2,000万円以上の赤字が続いており、これが主な原因となって法人全体の経営が悪化しております。直近5年間では、旭ヶ丘ショートステイ単独で年間約3,300万円の赤字、特養と合わせると約4,000万円の赤字となっております。令和6年に市が支援し、社会福祉連携推進法人・共創福祉ひだが実施した経営支援による分析では、このままの状態が続くと、遠からず資金が枯渇する可能性があるとして指摘されております。

この要因は、利用者数の減少で定員の30人を大きく下回る状況が続いていることと、人材確保が困難になっていることです。これらは、建設計画当時の想定を超えており、経営陣の努力ではカバーし切れなかったものと言えますが、ここで何もしなければ神岡町唯一の社会福祉法人の存続が難しくなることは目に見えており、市としても施設の見直しは急務であると認識しております。

このため、市と神東会では経営改善に向けての協議を重ねてきた中で、神東会として令和8年4月から旭ヶ丘ショートステイを休止すると決断されました。今から神岡地区に新たなショートステイ事業を確保することは、人材確保の面からも困難であるため、市としてはまず受入先の調整支援に注力したいと考えております。

現在の平日・休日を合わせた平均利用者数は約20人であり、その代替としては東町特養を退所された方の空床を利用するショートステイをおおむね10床確保する方向で調整されております。しかし、スムーズに移行ができない場合、神岡地区でショートステイを利用できなくなる可能性もあり、神岡以外でのサービス利用を余儀なくされる利用者には、緊急支援として古川や富山方面への移送に介護タクシーなどを利用した場合の支援を検討しております。

議員御指摘のとおり、社会福祉法人も事業を維持するために利益を確保し、給与支払いを行う必要があります。国は先日、強い経済を実現する総合経済対策において、「介護報酬改定の時期を待たず、人材流出防止のため賃上げや職場環境改善の支援を行う」との緊急対応を発表しましたが、医療・介護事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

法人が運営困難に陥らないよう、まず収入確保とサービス稼働率の向上に向けた取組を実践しなければなりません。古川地区と神岡地区では稼働率に差が生じている状況も踏まえ、事業者間

でお互いのサービスを補完できるよう、ケアマネジャー等と情報共有を図り、市として円滑な調整を行う施策を講じてまいります。神東会に対しては、社会福祉連携推進法人の経営支援業務によって経営改善計画を策定済みであり、今後は人材の流動的な活用等の取組がますます必要になると考えています。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは、2番の市民病院の病棟再編と経営について、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、稼働率の高い病床数が多ければ多額の診療報酬が得られ、経営の健全化につながる可能性が高まります。しかし、当院の令和7年度10月までの平均入院患者数は51人、病床稼働率は63%にとどまっており、稼働率の低い病床を維持していることが経営面での負担となっています。

病床稼働率低下の要因の一つに、人口減少のペースが非常に速いことが考えられます。神岡地区においては、後期高齢者人口こそ横ばいで推移しているものの高齢者人口は平成29年度にピークを迎え、既に減少に転じています。したがって、医療需要はしばらく現状を維持するものの、その後さらなる下降に向かうものと想定しています。

また、令和6年度の診療報酬改定により、療養病棟入院基本料の基準が厳格化されたことも要因の一つです。さらに中央社会保険医療協議会では、療養病棟における医療区分の患者割合引上げの提案がなされており、この傾向は続くものと考えられます。

一方で、2病棟の体制を維持するためには、1日に5人の夜勤看護師が必要となります。そのため、療養病棟に所属する複数の看護師は月に7回もの夜勤を担当しており、標準的に週1回程度であるべき夜勤回数を大きく上回る勤務シフトとなっています。

これらの状況を総合的に判断した結果、1病棟化によるダウンサイジングに踏み切ったわけですが、入院を必要とする患者さんの受入れ態勢はこれまでと実質的に変わらないため患者さんに影響は及びません。当院としましては、夜勤看護師の勤務体制を5名から4名とすることで看護職員の勤務負担軽減を図るとともに、病棟の集約化により業務効率が向上するものと期待しております。

今回の病棟再編は、以上の背景を踏まえ今後の安定的な医療提供体制を維持する仕組みづくりとして進めるものですので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

○11番（前川文博）

2点回答いただきました。介護のほうなんですけども、確かに赤字が多いということで経営が大変なんですよね。全体で利益を出していくということで向かったんですけども、これ法人が出している資料を拾ってきますと、旭ヶ丘のショートステイが10年間で1億3,840万円ほどの赤字、減価償却を含むと10年間で4億6,366万円ほどの赤字となっていて非常に赤字が大きいというのが分かりました。30人入れるんだけど平均20人という話もありまして、全部埋まらないのが収益

が上がらないと。25人に対して1人の夜勤者がいるということなので、30人の定員だと絶対2人いるんですよね。そこも一つのネックみたいで、20であれば1人でも済むんじゃないかという話もお伺いをいたしました。

その代替として特養でという話もあって、10床、10人ぐらいという話もあったんですけども、たんぼぼ苑の稼働率というか入所率を見ると、ここ数年もうほとんど70床以上、70床から76床ぐらい入ってみえるんで、そうすると10人のショートステイが果たしてできるのかなということもちょっと心配なんです。最初5人程度、ひょっとすると二、三人ってなるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどんなような見込みでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

おっしゃるとおりですけども、私どもが伺っておりますには10床を目指しておるんですけども、今のこの12月頃からですけども、もう開いたところからショートにしていくというようなことで、1月に4床とか2月には6床とか、段階的に空床をつくっていくんだという計画ではおりますけども、退所者がいないと空床ができないわけですから、そこら辺は確実なものとは言えないですけども、将来的に10床を確保するという計画であると聞いております。

○11番（前川文博）

そうなんですよね、たんぼぼ苑は空いてきたらの話なんですけど、現実には要介護3以上で40人以上の方が待ってみえると。老健たかはらも100人ぐらいの待ちがあるということで、なかなかそういった介護度の重い人が入るのが先になるんじゃないかなという心配もあるんですね。その辺も含めて、ショートステイの入るところを増やしていただきたいなと思います。

これを施設で確認したときには、ショートについては県外の利用もできますよという話も聞いたんですが、当然そこへ行くには移動手段は自分で準備するか、神東会の福祉送迎サービスですね、こういうのを使っていくしかないんですけども、やっぱりショートは乗り合わせで行くことができず、1人で1台で輸送するというような話が多いので、先ほど介護タクシー支援を考えるという話でしたので、ぜひそういうのを拡充していただいて使いやすいものにしていただきたいと思います。

それから病院のほうですけども、この件については新聞に2回出ておまして、直近、地元の神岡ニュースでも出まして詳細が書いてありますので、ここでお伺いしましたので、病院経営が傾かないようにうまく回していただければいいかなというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。ちょっと大体予定時間では進んでおるんですけども、緊急銃猟と森づくり構想の方向性についてということで4点です。緊急銃猟に対応するハンターと訓練について、2点目、緊急銃猟に至る判断はあったのかと、3点目、森づくり構想の方向性、4点目、J-クレジット発行と飛騨市の脱炭素における森林吸収量の関係です。

この9月から市町村長の判断でハンターに認める緊急銃猟が可能となりました。飛騨市でも目撃情報は多く、さらに中心市街地での目撃情報も多くあります。森林の手入れができていないからや、すみ分けができなくなった、個体数が増え過ぎたなど要素は多いです。緊急銃猟については、9月の質問に間に合わなかったのが今回質問となりますのでお願いいたします。

それでは1点目です。緊急銃猟に対応するハンターと訓練ですけれども、これは初めての緊急銃猟ということになります。要件なども数多くあり、対応には苦慮されているのではないかと思います。これまでに飛騨市ではどのような対応マニュアルで訓練を行い、猟友会と運用について協議をされたのでしょうか。また、緊急銃猟に対応するハンターは飛騨市内で何名いるのか、お伺いいたします。

2点目、緊急銃猟に至る判断はあったのかということです。市街地を走っていった、交差点の一時停止を無視して走っていった、あの空き地の草むらの中にいたなど、いろいろと話題があります。幸いに目撃者や住民への被害はないので、一時停止をして交差点を突っ切っていったなどと笑い話で済んでおりますが、空き地は目撃情報があった後はすぐに草刈りが実行されました。車庫に入り込んだり、玄関を開けたらそこにいるのではと心配の声もあります。市街地でどこかに熊が立て籠った場合など、緊急銃猟は発令できるのでしょうか。その際の要件と緊急銃猟が不可能な場合の対策はあるのでしょうか。

3点目、森づくり構想の方向性です。飛騨市の森づくり構想が今策定中です。人工林と天然林の活用や整備などが盛り込まれると思われまます。2030年の二酸化炭素排出量削減の森林による吸収量を確保するためにも重要な構想となります。どこに重点を置き、どのような施策をしていく方針でしょうか。

4点目、J-クレジット発行と飛騨市の脱炭素における森林吸収量の関係です。令和6年3月の質問では、「脱炭素推進ビジョンで森林は飛騨市のCO<sub>2</sub>排出量の約37%を吸収している。今後も30%以上を確保していくのか」と聞きました。答弁では、「吸収量がかなり減少することが報告され、毎年180ヘクタール程度の森林整備が継続して行われた場合、年間7,100トン程度の森林吸収効果を見込み、ビジョンでは吸収源としての森林の適切な整備を今後も継続する」との答弁がありました。

つまり、森林整備による吸収量を飛騨市の脱炭素推進ビジョンで自家消費して使うということになっていますが、今回この吸収量を飛騨市で使わずに外部に販売するという方針となりました。J-クレジットを発行しても、飛騨市の脱炭素推進ビジョンには影響がないのでしょうか。2030年、2050年の目標はクリアできるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

緊急銃猟と森づくり構想の方向性について、1点目から3点目を答弁いたします。

まず、1点目の緊急銃猟に対応するハンターと訓練についてお答えします。緊急銃猟とは、人の生活圏に出没した熊などの危険な鳥獣について、通常の狩猟規制を超えて、市町村長の判断により特例的に銃を使った駆除を可能にする制度です。市では、熊等が人の生活圏に出没した際に迅速かつ安全に対応するため、国の緊急銃猟ガイドラインに基づく対応マニュアルを作成しました。このマニュアルは、緊急銃猟時に関係部署や関係機関との密接な連携を前提に運用するものです。

訓練については、本年9月29日に飛騨市主催で県内初めての緊急銃猟研修会を開催し、法的理

解を深めるための座学や現場での指揮系統、緊急銃猟に至る流れを確認しました。研修会には猟友会、警察、行政の関係者の参加がありました。実地訓練では、古川町千代の松原コミュニティセンター周辺を訓練場所に設定し、国のガイドライン及び対応マニュアルに従った訓練を行ったところです。また、11月5日には岐阜県主催の緊急銃猟実施編が本市で開催されています。

緊急銃猟に対応するハンターについては、飛騨市の鳥獣被害対策実施隊員88名の中から、ガイドラインに適合する者を選出し協力を依頼する方針です。

次に、2点目の緊急銃猟に至る判断はあったのかについてお答えいたします。結論から申し上げますと、本市では緊急銃猟の必要性が認められた事案はございません。緊急銃猟が可能となるには4つの条件を全て満たす必要があります。1つ目は、対象動物が人の日常圏域に侵入、または侵入のおそれが高い。2つ目は、人命や身体に対して差し迫った危害が懸念され、緊急対応が必要。3つ目は、銃猟以外の方法では捕獲や排除が困難。4つ目は、発砲により周囲の住民・通行者等に弾丸等が届かないなど安全が担保されている。つまり緊急銃猟は、熊等が市街地の建物に侵入するなど、人命や安全に直結する非常事態に限定された例外措置です。したがって、熊対策の基本である箱わなでの捕獲や追い払いなどが優先されることとなります。

3点目の森林づくり構想の方向性と施策についてお答えします。森林は公益的機能を発揮する大切な資源です。しかし、人口減少に伴い労働力不足が進行する中で、人工林の手入れが従来どおりには行き届かなくなり、公益的機能が低下することが懸念されています。

本構想では、本市の長期的な森林づくりの方向性を示し、基本理念として「多種共存の森」を掲げます。これに基づき、環境や立地条件に応じて、従来どおり主伐・再造林を進める森林、間伐を繰り返す人工林の針広混交林化や天然林の大径木化、また集落周辺の森林整備を進めていく方針です。この方針は熊の人里への誘因を減らし、長期的な出没抑制につながることも考えています。

この方向性に基づき、令和8年度以降は試験的に施策を進めていく予定です。これにより、持続可能な森林経営を進めつつ、二酸化炭素吸収量の確保にも貢献していく方針です。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

4点目のJークレジット発行による森林吸収量の影響についてお答えいたします。脱炭素推進ビジョンに示されている森林によるCO<sub>2</sub>吸収量は、2020年度時点で142.5千トンですが、樹木の高齢級化に伴い今後の年間の吸収量は減少する見込みでございます。仮に現在と同程度の180ヘクタールの森林整備を継続した場合でも、2050年度には68.7千トンまで減少すると算定しております。

環境省の地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルによると、Jークレジットの取引を地方公共団体が包括的に情報管理・把握できる体制となっていないため、区域の排出量の算定において必ずしもこれを考慮することは求められてはおりません。

したがって、現状の排出量算定では基礎排出量を用いることが原則であり、Jークレジット販

売後の調整後排出量で算定する必要はございません。そのため、現時点ではJ-クレジット発行が脱炭素推進ビジョンに影響を与えるものとは考えておりません。

なお、仮にクレジット販売により市内の吸収量が減少したとしても、脱炭素化への取組は地球規模の課題であることから、広い視点で進めていく必要があると考えております。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今、答弁をいただきました。緊急銃猟、それから森づくり構想ですけど、森づくり構想が多分、熊の出没とかを抑えていくとかCO<sub>2</sub>削減とかに全部絡んでいくんで、その森づくり構想は非常に重要なものになっていくと思います。

それで、熊の関係はもう緊急銃猟をいろいろ聞きましたし、今、高山市もいろんな方針出したし、猟友会の方ともお話ししましたので、この後、熊のことをあと2人、3人ほどありますのでそちらに譲りますので、私はJ-クレジットのほうへ行きます。

そこで今J-クレジットが今回やるということになってきたんですけども、これまでは費用がかかるのでやらないという話もありました。今、脱炭素の吸収量との話でダブルカウントが指針であると。確かに環境省の区域施策編のマニュアルの中129ページですか、ここには把握できないので二重にやってもいい、のような書き方もあります。ただ、一方では、二重計上しないための取組のマニュアルもあります。

そこで今、自治体でやってるところの幾つかちょっと聞いてみたんですけど、ダブルカウントどうなのかと。そうすると、これ担当者レベルの話なので自治体名は言わないでくださいというのがあるので、そこはなしなんですけども、私のところはJ-クレジットが先に始まってその後、脱炭素の計画が出たので、はっきり言って指針があるのでオーケーだということでダブルカウントしているというところもありました。あとは、そのダブルカウントオーケーなのは分かっているけども、ダブルカウントをするとまた後で修正しなきゃいけないのでやらない。あとは、その情報を知らなかったっていうところもありました。やっぱりどこでも出たのは、やっぱりダブルカウントをすると数年後にJ-クレジットで把握した量が分かると修正しなきゃいけないので、またその手間もかかるので、もう入れないほうが本当はいいですよという意見がやっぱり多かったですよ。

それを踏まえていくと、やっぱり今回はそこは抜いていくべきかなと思うんですが、実際にそのダブルカウントになる量というのはどれぐらいになるかということは予想されてますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今回の補正予算で農林部のほうで計上されております計画につきまして、詳しい数値まではこちらのほうで把握しておらず、そういったどの程度というお話までは算定していないのが正直なところでございます。

○11番（前川文博）

先般、全員協議会で説明があった数字でいきますと、毎年2,000トンから5,000トンぐらい、6,000トンぐらいですか出てくるので、多分それがダブルカウントになるんかなというふうに

は思っております。

で、ですね、こっからなんですけども、今Jークレジットを始めるということで出てきたんですけども、発行についての基本的な流れっていうのはどのようになっているのか、多分皆さん分からないと思うので、その辺をまず説明していただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

Jークレジット創出までの簡単な流れを概略だけ説明させていただきます。クレジット認証の認証と発行までには、大きく分けると登録とモニタリングの二つのステップがあるようになっています。まず、今年度は、要は本市の市有林の森林管理事業をそのプロジェクトとして登録を実施するということとなります。それでそのプロジェクトの計画書を作成して、市が審査機関にその計画書の妥当性等の申請を行うということになりまして、妥当性の確認結果が有識者から成る認証委員会に諮られて、国が正式にその事業を登録するといった段階がまずあります。

次に、今度はCO<sub>2</sub>の吸収量のモニタリングを実施するような流れになります。登録したプロジェクト計画に基づいてCO<sub>2</sub>吸収量を計測・算定し、それでモニタリング報告をまず作成すると。その上で審査機関による検証結果が有識者の認証委員会の審議に諮られた後に国がクレジットを発行すると、大きくはこの二つの流れになっているということでございます。

○11番（前川文博）

国がJークレジットを最終的に発行するんですけども、このJークレジットは先ほどの環境省の指針では、どれだけなっているのか分からないということがあったんですが、これは国でやっているのだから全国でまとめているところは1か所しかないんですよね。Jークレジット制度事務局ということで1か所、これは委託されたところでやっているんですが、そこが全部管理してます。審査機関というのは四つあるんですけども、森林を扱うのは三つだけですので、三つの機関が審査をするということになっております。

今回、補正予算で予算が457万円ほど上がっておりますが、これ委託創出業務でこのJークレジットを進めていく予算なんですけども、これ実際のところすごい申請が多くて混雑していると。審査期間もすごく待たなきゃいけない、登録も待たなきゃいけないという話を聞いているんですが、その辺は今進めて年度内にできる見込みはあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

混んでいるのを、前川議員御指摘のとおりというふうに聞き及んでおります。そもそもJークレジット制度で国の経済産業省、環境省、農林水産省の3者がその制度の管理者となっていて、そのJークレジット制度の事務局を運営していったというような形になっているみたいです。制度事務局とは別で、今ほど申し上げたその審査機関や認証委員会が存在しているということで、それが今議員御指摘の日本における審査機関は4団体で、そのうちの森林分野の審査機関が3団体あるということでありまして。

相当立て込んであるということでございますので、既にそのうちの1団体といろいろ御教示い

ただくものもあるんですがやり取りしておりまして、我々としましては書類を申請する以前にいろんな精査を進めまして、何とか年度内には間に合わせたいという今のところ予定しております。

結論から申し上げますと、今年度中に何とか妥当性までの確認を終了して、最終的に登録が認められるのは来年度ですね、令和8年度の夏頃を予定しております。

○11番（前川文博）

分かりました。今2つある分のステップ1ですね、プロジェクトの登録というところは今年度中に何とかなるであろうという話というふうで受け止めました。

制度事務局のホームページから見ると、いろんな自治体、県も市町村もあるんですけどもやって、プロジェクト名っていうのが結構ついてるんですよ。これ前回、全員協議会の折にこれ商工観光部で説明があったんですけども、これに森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトという名前があるんですが、これがJ-クレジットのプロジェクト名になるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実は、これが私も当初ちょっと誤解していた点もありまして、まず森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトというのは、そういった森林を整備してJ-クレジット、つまり森林を整備するということに投資をして、加えてJ-クレジットですね、そういったクレジットの利益を得て、それをまちづくりにしていくというようなプロジェクトなんですけど、ここに登録に係るものは今申しあげました森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトとは関連はするんですけど、また別で市有林の森林管理をする事業という内容を登録するというものなので、こちらにつきましては、関連はありますが分けて考えると整理がしやすいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

すみません、今の説明、ちょっと確認しますが、今の森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトではなくて、別の森林整備をやるというような名称のプロジェクトになるということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そのようになります。市有林をどういうふうに整備していったら、その結果CO<sub>2</sub>がどれぐらい吸収されてというような、事業に至るかどうかということ森林経営計画も含めて審査を受けるということになりますので、そのような御理解でよろしいかと思っております。

○11番（前川文博）

そうしますと、先般、全員協議会で説明あったんですけども、ここの中には森林整備の事業というものが中に載ってないんですが、この辺はどういうふうになってるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

商工観光部と関連がありますが、私のほうからお答えさせていただきます。まずですね、なかなかこの辺の考え方を整理する、分かりやすくというかスキームを説明いたしますと、まず市有

林の整備は先ほど申し上げましたように、森林のCO<sub>2</sub>吸収量を高めてクレジットを創出するための基盤をつくるという投資になるかと思えます。一方で、クレジットの売却益は整備によって得られた環境価値を、これは一部というかなるかと思えますが、今回ですね全員協議会で説明させていただいた自然資源の持続的な利用、これは池ヶ原湿原とか、あるいは北ノ俣の登山道とかこういった整備、2点目が多様な森林、自然資源の価値の共有ということで、これにつきましては森林や自然をテーマに絞ったツアーとかの実施、三つ目の柱が森林自然資源を活用した新たな挑戦ということで、こちらのほうは市内事業者との協働による商品開発、この中には広葉樹も含まれますし、あるいは薬草の自生するような有用植物の活用なども含まれるということでありますので、そういったクレジットとの一部になるのか、どの程度になるのかはこれから恐らく財政な状況とか政策として考えていくことになるかと思えますが、そのクレジットにやられるうちの部分を、今ほど申し上げた森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトのほうに充てるということになるかと思えます。

○11番（前川文博）

ちょっと頭の中で今まとまっていらないんですけども、J-クレジット売却していくと最終的に2億7,255万円ぐらいあるんですが、これっていうのは森林整備をやったことによって生まれてきた、要は果実といった、預金していれば利息なんですけども、そういったものかなと思うんです。そうすると当然ここに森林整備でかかる費用ってものは、ここに乘っけていくべきじゃないかなと思うんです。これ一般財源から出すんじゃないくて、ここの中から出して、あと生まれた余剰金をこうやって活用していくっていうことが普通じゃないかなと思うんです。その辺どうなんですか。あくまでも一般財源で出して、これはこれで出てきたもんだから別に使いますという考えなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ちょっと先ほど答弁させていただいたことと重なる部分もあるかと思えますけれども、市有林をまず森林整備をするということは、もちろんその市有林の価値を上げていくということになります。その上で、そこにはしっかり森林経営計画を立ててですね、国・県の補助金を頂きながら、そこに負担金として一般財源を充てていくというのが、まずは市有林への投資ということになります。

一方で、今度は仮にこの登録とかそういった申請も含めてクレジットが発行できるようになった場合は、それはクレジットの売却益として先ほど申し上げた例えば広域的な利益を市民が享受するようなところに還元していくという考え方もあれば、あるいはさらにそういった森林整備等々に財源を充てていくという考え方も、これは両方あると思えます。

まず、基金に積むということになりますので、その基金の使い道によっては先ほど申し上げましたように、恐らく財政運営上、優先度をどこに持って行くかという話になるかと思えますので、そういった財政全体の中で調整されて適切に判断されていくのではないかというふうに考えております。

○11番（前川文博）

すみません、根本的なところを聞きます。これ、間伐は年間どれぐらいやるという見込みでつくられてますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ちょっと手元に詳細な資料がないので、これ今の予定です。例えば市有林ですと年間20ヘクタールほどを間伐すると、大体それ前後になるかと思いますが、20町歩をやって、この計画は16年間の計画でありますので、それ掛ける16年間と。

ただし、クレジットの算定については、過去に行った部分も今回カウントしますので、今後の話になりますと年間大体20町歩を16年間というふうなことを見積もっております。

○11番（前川文博）

間伐を年間20ヘクタールということなんですけど、多分間伐、今、補助金抜くと1ヘクタール当たり40万円から50万円ぐらいが負担金としてなると思うんです。安く見積もって40万円とすると、年間800万円ほどは森林整備に一般財源から出すということになります。2年で1,600万円、あとこれに道直したとかいろんなことを引くと2,000万円ぐらいかかると思うんですが、これはあくまでも今一般財源結構厳しい厳しいって言うていろんな事業を削っていつてるんですが、せっかくこのJ-クレジットで利益が出てくるのであれば、ここからまず使っていくのがいいんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の考えというのはどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

森林整備は元来ですね、何かの価値を生み出すというよりは、当然やらなくちゃいけないものとしてやってるわけですし、森林環境譲与税というそもそも個別財源があるわけですね。それを使いながらやっていくというのが基本ですから、全部一般財源でやっているわけじゃなくて、むしろ森林環境譲与税を主に使っているってことです。しかもこれはですね、ほぼ恒久財源ですから、一時の補助金とかではないという考えです。

したがって、そこで生まれた価値を、もちろんまた森林の再整備に充てていくという考え方もありましようけれども、ほかのやらなくちゃいけない自然資源の活用とかまちづくりに充てられて、その一般財源が浮くのであればそっちのほうがいいんじゃないかと、こういう考えです。

なので、もし厳しい中でそれをもう一回森林整備に充てれば、池ヶ原とか北ノ俣とか、深洞湿原に充てる財源はなくなりますよね。じゃあどっちがいいんだと、こういう話になりますので、それはやっぱりトータルの中で財源の充て先は考えていくということであろうというふうに思います。

○11番（前川文博）

そうか、森林環境譲与税ね。これが入ってるので、それしか使えないのでということになりますけど、あとですね、じゃあこのJ-クレジットを16年の計画でやるんですけども、計画を立てて事業を実施します。当然その16年間の管理というものが必要になると思うんですが、その辺は

どのような管理をされていくんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

通常というか市有林の管理をしていくということになりますので、当然間伐して、それから保育して、それから場合によっては再造林するという流れになりますし、そこには当然、我々市の職員も含めて、主体は委託する林業事業体になりますけれども、そういうところでこういった管理状況になっているかっていうのを適切に進めていくということになるかと思えます。

ですので、そういった財源については当然必要になってくるわけですが、それはもちろんJ-クレジットの対象となり得るような維持管理をしていかなきゃならないですが、それも含めてしっかり市有林を管理していくというようなことを考えております。

またですね、やっぱり前川議員御指摘のとおり、木材の売払いと国・県の補助事業を除いた要はその差額の負担ですよ。そこが収支を今の試算だと我々もできるだけ収入のほうはより過小に見積もって、施業にかかる負担金は通常よりも少し多めに見積もっているんで、若干というか、赤字を想定はしているんですが、ただ、計画を立てたり、その施業をする上では、収支をとんとん、あるいは黒字にするようには常々今後もそういった運営をしていきたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。もう残り1分になってきたのでまとめていきますけど、今その費用もあったんですけども、じゃあこの16年間はこれプロジェクトなどを管理していかなきゃいけないんで、これは農林部がやっていくということによろしいんですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

御指摘のとおりですね、市有林の管理ですので我々農林部のほうが所管して、市有林の森林整備を適切に進めていくということでございます。

○11番（前川文博）

そこなんですけど、私、これもう理解できなかったのが、全員協議会で商工観光部で説明があったんですよ、J-クレジットの話から。でも、今やると農林部が最後やるっていうことになれば、当然全員協議会の説明のときにもJ-クレジットの話から進めてって、そこに多分この森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトっていうものがぶら下がっているというふうだと思うんですね、今の話だと。そこの説明っていうのは、これ環境水道部も入っていくと思うんですけど、あの中ではきちんとされてましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

どこで説明するかっていうのは我々の判断ですが、この話、説明するために前田建設との連携協定の中から生まれてきて、しかもJ-クレジットに今まで踏み切れなかったのは、買ってもら

えるかどうかがよく分からないっていうのが一番大きかったんですね。そうした場合に、コストばかりかかって売れないという可能性があるんですけど、今回は買ってもらうところがあるということが前提で始まっていますし、買う側としてのある程度御意向もあります。そういったことを踏まえると、やっぱりまず連携協定の中から出てきた話だと、活用をどうするのかっていう話から話が入っていったので、そういう説明をさせてもらったということです。

今、どうやってそこに生まれてくるかっていう議論が、議員の関心のポイントがそこについてるので農林部で説明じゃないかと言われるけども、それはどこに関心を置くかによって説明者が変わってくるわけですし、今回関係の部は複数にまたがっていますから、私としては商工観光部での説明を良としたということでもあります。

○11番（前川文博）

J-クレジットも2030年が一番ピークでと、今から二酸化炭素を出さないものが増えていくということでそういうものもありますし、今回は前田建設で買取りがあるということで売れ残りはないと思いますし、今ほかのどこ聞いたときも、もう実勢単価4,000円、5,000円まで落ちてるところもありますので、うまく活用してきちんと収益を上げていただければと思います。

以上で終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を11時35分といたします。

（ 休憩 午前11時27分 再開 午前11時35分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。先ほどの前川議員に引き続き、ちょっと熊のことをお尋ねいたします。

熊出没に対する地域の体制についてです。本年、全国的に熊の出没件数は過去最多を更新し、人身被害も過去最悪の状況となりました。農林水産省は10月に人身被害防止の徹底を求める緊急通達を発出しています。熊の行動圏拡大には、ブナの凶作や気温上昇などの自然条件に加え、個体数の増加や人の生活圏への順応が重なっているとも言われ、近年、全国的に出没件数は増加傾向にあります。特に秋以降、生活の安全、また農林業への影響が深刻化していることで、地域の

安全を確保する制度は、本年に限った一過性ではなくて、今後も継続的な対策が求められる課題です。

飛騨市内においても目撃件数は多く、駆除数も例年より増えています。地域や住民の安全のため、ドローンによる追い払いや駆除の研修会などが行われていますが、市民が心配していることなどと命を守る取組について4点の質問をいたします。

一つ目は、熊の対策と制度についてです。

緊急銃猟制度のマニュアル化や実地訓練を実施され、追い払いや罠の設置による出没個体の捕獲の強化など、様々な取組で増えてしまった熊の対策がなされています。警察や猟友会など関係機関との連携が取られていますが、今後も継続していくには狩猟者の育成、技術向上が求められるのではないのでしょうか。銃猟や捕獲は経験が大切だと思いますが、高齢化が進み、先細りも心配されます。担い手の育成はどのようにされているのでしょうか。

また、令和6年9月定例会の中で、水上議員により、獣害対策を含めた森林環境譲与税の用途について一般質問がありましたが、令和7年度予算編成に向けて鳥獣害対策を強化することが重要と考えており、森林での被害状況を確認することにより、鳥獣害対策に必要な財源の一部を森林環境譲与税を充てることができないか検討するとの答弁がありました。令和7年度は森林環境譲与税を使用することができたのかも伺います。

二つ目に、地域の環境整備と予防対策についてのお尋ねをいたします。生活圏への出没対策は、市民の安心安全につながります。熊の情報が多く出回っていることで、年配の方は心配で朝夕はとて外へは出られない、下気多に畑のある方は何か月も畑へ行っていないとおっしゃっていました。

柿の所有者へ早期の収穫の推奨や放任果樹などの伐採費用の補助などと適正な管理の推進がされています。熊を呼び寄せないためにも増えている耕作放棄地や林縁部の整備などの対策が必要ですが、地域の環境整備の現状と課題はどのようなもののでしょうか。

三つ目は、通学路などにおける安全対策についてお尋ねいたします。文部科学省と環境省は、全国の学校関係者に熊出没対応マニュアルの活用を呼びかけたり、登下校の注意点を伝えたり子どもの安全確保に力を入れています。例えば、背中を守るためにランドセルやリュックを背負う、友達と固まって歩く、おしゃべりをしたり鈴や笛を鳴らして人間がいることを熊に伝えるなどと具体的に記されています。

見守りの体制やスクールバスなど登下校時の安全確保対策はどのようにされていますか。通学路によっては、ルートを見直すことや地域住民との連携の強化など検討することはありませんか。徒歩による登下校時でも自転車用のヘルメットを着用して頭を守るように、独自の対応マニュアルを出している地域もあるようです。飛騨市内でもヘルメット着用の必要な通学路があるのでしょうか。

四つ目には、学校現場の対応策について伺います。古川町内の学校はほぼ心配は要らないと思いますが、河合町や宮川町のように学校と森林が近い場所では学校の敷地に熊を近づけないため、熊の侵入経路の遮断を考えるなど各学校での対策が必要ではないかと思います。屋外活動、緊急時の判断基準などはどのようなもののでしょうか。災害時と同じような教職員・児童生徒への安全教育や訓練の状況、今後の予定を伺います。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

## △市長（都竹淳也）

熊につきましての御質問でございます。今回たくさんいただいております、さながら熊議会でございますけども、議員からは4点御質問でございます。私からは1点目の熊対策と制度、2点目の地域の環境整備と予防対策ということで、関連ありますので併せてお答えしたいと思います。

まず、このあといろんな議員さんの御質問もありますが、先ほど前川議員からも振っていただきましたので、小笠原議員にちょっと総括的なところを私からお話をしたいと思います。

まず、本市周辺で確認される熊の出没が近年多くなっている最大の理由は何かということですが、これは個体数の増加だと考えております。具体的には、岐阜県内のツキノワグマ個体数統計、これは推定ですけども、これが出ておまして、ホームページでも見るができます。最新のデータは2022年であります、2022年の生息頭数は調査開始の2006年に比ばまして約2.4倍でございます。またこの調査の10年前ですね、2012年に比べて約1.7倍ということでございます。これすごい増え方です。

熊というのは、栄養源が十分でないといふ個体数が増えないという動物なんです。ということは逆に言えば、山の中の餌はあると、足りているということの意味するわけでありまして。それでも人里に出てくるのはなぜかといふと、餌の量に対して個体数が増え過ぎている、そういう状態であるから熊が出てくると、こういうことでもあります。ツキノワグマというのは明確な縄張を持たないわけでありまして、奥山で餌が不足いたしますと、体の大きな雄がよい餌場を優先的に利用するというふうにされております。そうなりますと、若い個体でありますとか子連れの母熊、これが十分に餌を確保できずにやむを得ず人里まで下りてくると、こういうことございまして、我々人間が目撃している熊の多くはこういう形で奥山から人里へですね、言わば追われるように出てきた熊であるというふうに言えると思います。

その際、食べるものに困って出てくるわけでありまして、下へおりてくると格好の餌になっておりますのが林縁部にある木の実です。秋には柿とか栗、ナツメがなります。春は桜の実、これが餌となります。熊というのは、まず一つの木に来て、そこを起点にして次の木を探しながら移動していくということでもありますので、木をたどるようにして人里に近づいてくるということです。これは熊のふんを分析すると分かるわけでありまして。熊というのは食べたものがほとんどふんで出てますので、ふんを見ると何を食べてきたかが分かる。そうするとここに来たルートが分かるということになるわけです。全国のニュースなどでテレビ見ておますと、柿の木の手入れをしていたとか栗拾いをしていた際に熊の事故に遭ったという報道がされておりますけども、これは熊に会ったのではなくて熊が行くところに人が行った、だから事故に遭っていると、こういうふうにいえば言えるわけですね。

加えて今年は、相対的に豊富な餌でも森林におけるドングリなどの堅果類は凶作不作となっておりますので、餌資源全体の量が不足しておりますから熊の行動範囲は里山まで広がりやすいと、そういうことになっている、そうした傾向が一層強まっているということになるということです。

こうした熊の生態を理解した上で、熊と人が遭遇する、これを避けるためにはどうしたらいいかということになりますと、もうこれはひとえにですね、人の生活圏に熊を誘引しない環境をつくるということになるわけです。特に、先ほどのように木をたどりながら来るわけですから、最初の果樹をきちっと除去する、つまり林縁部に放置された果樹等の除去をする。それから、熊というのは人が怖い動物ですから、人に見られないように隠れながら行動いたします。したがって、熊が身を隠しやすい例えば通学路付近の耕作放棄地、こうしたところの適切な管理を進める必要があるというふうに考えております。

この放任果樹、柿とか栗ですね、こうしたものの伐採につきましては、既に伐採費用の補助制度というのは飛騨市はつくっております、各区の御協力も得ながら多くの除去を進めていただいております。昨年度は8つの地域で61本、今年も10の地域で13本の伐採が行われておまして、これ切っていただいた地域では目撃件数が顕著に減少したという報告も受けておるところでございます。こうした管理が必要でなんですが、何よりも先ほど申しあげましたように個体数の増加が原因でありますから、必要に応じた捕獲駆除によって個体数を適切に管理することが何よりも重要だというふうに考えております。特に、一度人里に出没した個体というのは、その場所を記憶いたしておまして再び出没するという習性がありますので、目撃情報があった場所には箱わなを仕掛けて確実に駆除していく必要があると、このように考えております。

猟友会の皆様の献身的な御努力で、飛騨市は熊の捕獲頭数が非常に多くなっております。令和5年度は95頭、昨年度は101頭だったんですが、本年度の熊の捕獲数は11月末現在で217頭ということでございます、非常に大きな成果を上げていただいているということです。現在、冬季への対策も考慮いたしまして、捕獲許可期間を約1か月延長して12月末まで捕獲できる体制といたしております。今後、次は来春なものですから、来春冬眠明けの熊の捕獲に向けて猟友会との調整を進めて、捕獲強化期間のさらなる延長につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

こうした対策を取る一方で、大事なことは冷静に対応するということだと考えております。テレビを見ておると、市街地の中心部とか住宅地を熊が歩き回ってるような映像を見て、いわゆるアーバンベアと呼ばれる熊の映像が繰り返し報道されますので、飛騨市も同じようなことが起こるんじゃないかという不安を持たれる方も多いと思いますし、そういった声も実際に聞きます。しかし、こうした市街地へ直接侵入する事例は、全国的に見ても極めて限定的であるということでございますし、本市においてもそのようなまちの中を闊歩するような熊は出現していないと認識しております。

したがって、いたずらに不安をあおるのではなくて、この着実な対策、つまり林縁部の誘因物の除去をしっかりと進める。そして、また人里に現れた熊は確実に駆除する。こうした熊対策の基本を徹底して実行していくことが重要であると考えております。

それから、先ほども緊急銃猟の話がございました。銃器を用いた緊急的な対応であるこの緊急銃猟、これはあくまでも人命保護を目的とした例外的な措置であり、これは標準的な対策ではございません。基本はやはり追い払いとか箱罠による捕獲でありますから、これを着実に実行していくということが大切であろうと考えております。

次に、捕獲を担う人材の確保であります。若手狩猟者の確保と捕獲技術の向上というのは、

将来にわたって安定して獣害対策を進める上でも欠かすことができないわけでありまして。このため、市として銃猟免許取得の支援制度というのを設けておりまして、特に支援内容を強化いたしました平成29年度以降、この9年間で免許を取得した方は40名という数に上っておりまして、これは一定の成果を上げていると認識をいたしております。ただ、熊対策という観点では、銃猟、鉄砲ですね。銃猟免許の取得者を増やしていくということが必要だと認識をいたしております。

加えて本市といたしましては、捕獲研修の充実とか実践的な訓練費用の支援など、こういったことも必要だと考えておりまして、来年度予算においてコストあたりについては対策を強化しようということで今検討しておるところでございます。

それから、最近ガバメントハンター制度というのが政府でも言われておりまして議論が出てきておりますが、高度な知識と経験を要しますので、現時点では課題も多いという状況でございます。これにつきましては、まずは他自治体の取組事例を調査研究いたしまして、導入の可能性について慎重に検討していきたいと考えております。

なお、財源のお話ございました。熊対策の財源につきましては、今年度においてもこれまで同様に一般財源を充てておりまして、森林環境譲与税は充当しておりません。この財源の充当、森林環境譲与税使ったらどうかというお話しでしたけども、財源の充当は予算全体の調整の中で決めていきますので、また令和8年度予算編成の中でどのように位置づけるかについては、この予算編成の議論の中で検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは、3点目の通学路等における安全対策についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、文部科学省や環境省自然環境局は学校関係者に熊出没対応マニュアルの改訂版の活用や登下校等での安全確保について呼びかけております。

飛騨市においても、これらに基づいて各学校で教職員・保護者による当該地区の見回りを実施したり、下校時間や通学路の変更をしたりする検討や対応を行っております。また、学校の状況に応じて校外活動やグラウンドでの活動を制限しています。さらに、議員御指摘の登下校での注意点についても児童生徒への指導を行っています。そして、学校の状況によっては熊が出没した地域において、学校から自宅前までのスクールバスの送迎対応を行うとともに、保護者による送迎依頼、警察のパトロール、猟友会の対応の依頼をしています。

熊の出没状況や学校対応については、農林部と連携し即座に共有した上で実施しており、現在できる有効な対策・対応であるとの認識で、今後も継続してまいります。

次に、4点目の学校現場の対応についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、河合町や宮川町、山之村地区では学校と森林が近い場所であるため、熊の出没や被害について留意しているところです。先ほど述べましたとおり、熊出没時には学校から自宅前までのスクールバス送迎や、グラウンドでの活動の制限をしています。また、河合小学校裏の山側には熊などの動物の侵入や

落石を防ぐための柵が設置されています。

さらに、山之村小中学校では、地域や学校の要望を確認した上で、10月下旬に熊の隠れそうな市有林内の刈払いと熊の侵入防止の鉄柵の設置し直しなど対策を行いました。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○3番（小笠原美保子）

よく分かりました。ありがとうございます。私ちょっと伺いたかったのが、新しく9年間で40名ですか、狩猟免許を取られたっていうのはすごいなと思うんですけども、ベテランの方は慣れてらっしゃるのでいいんですが、取ってなりにいきなり熊って言うのも出動するのは大変ではないかと思うんですが、この市で出されている飛騨市鳥獣被害防止計画なんですけど、これを見ても令和9年度までに「各支部長には、ベテラン狩猟者に対し新規狩猟者の育成を目的として捕獲時に伴走し、指導・助言する機会の提供について指導する。」とあります。研修ももちろん大事なんですけども、この実地体験するところはすごく大事じゃないかと思っていて、そこら辺のところはお勤めもあるのでなかなかいきなり出るっていうのは大変かもしれませんけども、どのようにされているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

小笠原議員御指摘のとおり、例えば銃の免許を取ったからすぐ熊に対応できるかと言うと、これはまた別の問題だと思います。今、警察庁のほうでも警察官にライフル銃をっていう中でそういう議論も出ているところであります。

熊は特に場合によっては大型で、やっぱり特に危険になりますので、やっぱり経験が必要になります。それも例えば箱わなをどう設置するか、あるいは駆除する場合に銃をどういうふうに取り扱うか。もっと言えば駆除した後でどういうふう適切に処分するかとかいろいろなことがありますので、課題はそういった方が飛騨市の場合、やっぱりこれは全国的に言えることなんですけど高齢化しております。

それで我々としては、まず高齢のベテランの方と若手のハンターの方がそういった知見というかで経験をうまく伝える仕組みをどうつくるかっていうことが一つの課題になっております。あともう1点は、その銃を扱う訓練をするところが高山市内のほうにあるわけなんですけど、そういったところで銃の取扱いの技術を習得するというこの費用等もありますので、そういったことを総合的にしっかり考えて、令和8年度予算編成の中で今いろんな支援策だとかを検討しているというところでございます。

○3番（小笠原美保子）

分かりました。やっぱりさっき私、質問の中でも言ったんですが、高齢化の中で先細りになっていますし、私は行ったことがないので分かりませんが、命のかかった経験が必要だと思うので、ちょっと養成のところは力を入れていただけるとありがたいなとは思っています。

先ほど市長もおっしゃったように、不安をおおる世の中になっているっていうのは重々感じてまして、私はテレビをあんまり見ませんがインターネットなんかを見てても、すごい熊の親子が出てきて走り回ったりとか、保育園の玄関まで行って入りそうだとかっていう映像がじゃんじ

ゃん出てくるので皆さんが不安になっているんだとは思いますが。

餌の話も出ましたが、ドングリとかが不作だから柿とかを求めてくるっていう話も先ほどおっしゃってましたけども、私市民の方に、ドングリが不作ならドングリの木を山に植えろって、しょっちゅう言われるんですね。餌が増えると熊も増えるよって説明をするんですが、どうもそこがくっつかないようで、森林の整備が悪いからじゃないかとか、そっちのほうにやっぱり話が行きます。そこのところを踏まえてこれから整備していただくのが大事なのかなと思います。

そこのところに関しての考え方っていうか、市民の方への不安をあおらないような、何かその一歩外に出たら気をつけてねっていうのはもちろんなんですけども、適切な対応っていうか考え方のところをお知らせしていただくとかっていう機会があるといいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大事なことだと思います。やっぱりですね、私今年、この秋見てて一番思うのは、個体数が多いって話を理解されてないというところが一番だったというふうに思うんですね。今ようやく全国的にその報道が出てくるようになりましたけども、その数が多いって誰も認識してないんですよ。しかも先ほどのようにもう2. 何倍、恐らくこれは2022年ですから3年間でもさらに増えている可能性があります。もうあとはどんどん加速的に増えてきますので、恐らく東北なんかでもそこら辺の個体数管理がうまくできてなかったんじゃないかという、やっぱりそこも含めて市民の皆さんに分かりやすく伝えていくということは非常に重要だと思います。

もちろん熊の保護っていう観点も非常に重要ですけども、やっぱり人間と共存して暮らす上では適切な個体数管理というのは不可欠ですから、これも含めてしっかりと市民の皆さんに理屈を伝えられるような努力をしていきたいというふうに思います。

それから、やっぱり不安をあおらないっていうことは非常に重要で、放送の仕方なんかいろいろ工夫はしてきておるんですけども、これだけテレビ報道がありますと先ほどのお話でもありませんが、前川議員のお話の中でも出てきましたけども、川沿いに出てきた熊がさも自分の家の前に座っているような錯覚を起こす。こういうこともありますので、情報の出し方もやっぱり注意してかなきゃいけないなってことを今年も思いましたんで、いろんな反省点もありますのでそういうところを踏まえながら過度に不安をあおらないっていうこと、適切に正しい理解の下で正しく恐れるということができるように、ここはちょっと工夫をしていきたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

その点はぜひよろしく願いいたします。

関連になるんですけども、私コロナのマスクと一緒にだと思って感じてるんですが、柿が成っているところに過敏になっていらっしゃる方が物すごくたくさんいらっしゃるって、私は実はあそこにも柿があるとか、あれは誰の持ち物だっていうのもたくさんの方から伺ってます。聞いたところによると早く取れとか取らないとかっていうけんかも起きているようなんですが、そのところも含めて安全の周知の仕方っていうのは難しいなと思います。

この1点ちょっと伐採が進んでるっていうのは伺いましたけども、そのところで補助金が出

てるはずなんですけど、空き家にある柿の木であるとかナツメであるとか耕作放棄地ももちろんそうなんですけども、これは持ち主が市外の方が多くいのではないかと思うんですが、補助というのは市外の方でも使えるっていうか、申請ができるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず放任果樹についてはやっぱり課題があるのは今御指摘のとおりで、今だんだん不在の所有者さんが増えてきておまして、場合によっては遠くの方には我々が連絡を取って通学路とか周辺のものについては、今年度も市の職員が行って除去したということでございます。

それでちょっと細かい要綱が手元にありませんので、市外の方がどうかっていうのはありませんけども、基本的にはまず優先としては、放任果樹は御本人さんが市外の方であろうが撤去していく意向があれば進めていただきたいと思っておりますので、そのような対応をしていきたいというふうに考えております。

○3番（小笠原美保子）

すみません、そのところもうちょっと詳しく。区によっては区長さんが一生懸命切っけてねって1軒1軒をお願いしたりとかして、それで進んでいるっていうのは伺っているんですけども、例えばそのような場合には地域の人とかが代理で申請ができるととってもありがたいと思うんですけども、そこに関してのお考えはどのようなものでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そこは申請上の手続上の問題ですので、代理でできて委任状を頂くとか、そういうことがあれば柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（小笠原美保子）

あと学校のほうでちょっと伺います。かなり手厚くいろいろとされてて、送り迎えとかスクールバスのところでも危なくないようにしてくださってるんですけども、保護者さんへの送迎のお願いもするっていうのをさっきおっしゃったと思うんですけども、私伺ったのがやっぱりお迎えに来てねって言われてみんなが行けるわけではなくて、自分の子だけ連れて帰っているのは忍びないので一緒にいるお友達とかも乗せて帰るんだっていうのを伺ったことがあります。ただ、毎回毎回それをやると、それはそれで何かあったときのことが心配なのでっていう、苦情というか心配事も伺ってるんですけども、その点に関してはちょっとどういうふうにやっていくかとか、どういうお考えでいらっしゃるか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

まず、熊の出没に関しまして情報が入りますので、その地区を特定しまして学校側に御連絡をする、そして当該児童生徒がいるかの確認をして情報共有を行うということです。

それで、先ほどスクールバスのことは申し上げたつもりなんですけども、それ以外のところに

については保護者さんと連絡を取りながらこういう状態ですということで情報共有を行って、保護者さんとの協議の中で進めていくということになりますので、あとどうしてもそれができない場合については、いわゆる付添いであるとかほかのスクールサポーターとかというような方の支援をいただきながら登下校を守っていくといたしますか、安全を確保していくというような形を取っております。

ただ、今、議員御指摘のほかの子も一緒に乗せてというようなことは、あくまで車を出される保護者さんの御判断とか配慮によって、善意といたしますか任意で行っていただくということにしておりますので、強制的にとかそういうことではなくて、やはり学校と保護者さんの協力の中で、いかに安全に児童生徒を登校させるかという観点に立って、随時、都度都度判断していくというところですので、よろしく願いいたします。

○3番（小笠原美保子）

分かりました。あとヘルメットなんですが、私これヘルメットをかぶるべきじゃないかとは思ってるんですけども、なぜかという河合町の稲越へ伺ったときに、稲越の方がうちの目の前にある畑の作業をしてらっしゃるのにヘルメットをかぶって畑をしてらっしゃったんですね。やっぱり普通にその道を走っているって伺いました。身を守るっていうことになれば、やっぱり頭が一番大事なのでヘルメットをかぶっていると。腰から鈴も五つも六つも鳴らして下げていらっしゃったんですが、お子さんにそこまではちょっと求めませんけども、ヘルメットだったら例えば災害が起きたときにでも役には立ちますし、地域によってはあってもいいのかなと、そういう学校もあるようなので、そのところのお考えを聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

議員御提案といたしますか、ヘルメットはいかがでしょうかということなんですけど、基本的に先ほどから教育委員会が申し上げているのは、いかに熊と遭遇をしないかという観点で進めて、あらゆる想像力を生かしながら熊と遭遇しないようなことをさせていただいておる中です。

しかしながら、万一の際ということで今おっしゃってみえると思うんですが、ヘルメットの着用は保護者さんの判断で市教育委員会がその妨げるものではないということで、あくまでこれについても必要と思われる父兄さん、保護者さんの考えの上で着用することはなさっていただいてもいいかなというふうに思っております、教育委員会からヘルメットを当該地域の児童生徒にかぶって登校しなさいというような考え方は持ってございません。

○3番（小笠原美保子）

細かいことをたくさん聞きました。ありがとうございます。ここまでにしておきますけども、これも災害と一緒にだなど私は思ってるんですけども、地域の安全のために高齢化が進む中で、じゃあ地域でどうやっていくのかっていうところが求められるのかなと思ってます。なので、これからいろいろ様々皆様の声もありますし、やらなきゃいけないこともたくさんあると思いますけども、ぜひ強化していくことをお願いいたします。

## ◆休憩

## ◎議長（澤史朗）

小笠原議員の質問中ですが、正午を回っております。続きは休憩後とさせていただきますと思います。ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時10分 再開 午後1時10分 ）

## ◆再開

## ◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、小笠原議員の質問を続けます。

## ○3番（小笠原美保子）

それでは、次の質問です。サイバーセキュリティの対策について4点伺います。学校のICTのセキュリティについて、防災・防犯システムのセキュリティについて、市役所のシステム管理・体制について、外部委託先の情報漏えい対策について伺います。

アサヒグループやアスクルに対する大規模なランサムウェア攻撃により、受注・出荷の停止、個人情報流出など、重大な社会的影響が生じました。これは大企業だけに起こる問題ではなく、自治体や教育機関にまで影響が及ぶ可能性があります。行政のデジタル化が進む一方、不正侵入や遠隔操作などの攻撃を受けた場合、情報の漏えい、行政サービスの停止、学校教育への影響、防犯機能の損失など、住民の生命や生活などに深刻な影響を与えかねません。飛騨市におけるICT活用が広がる中、市民に関わる分野の安全性を確保することは非常に重要であり、自治体として安全確保の責任がどこまで及ぶのかを踏まえて質問をいたします。

一つ目は、学校のICTのセキュリティについてです。11月12日、岐阜県教育委員会は多治見市の市立小中学校のメールアドレスが不正アクセスを受け、うち3校からなりすましメールが約1万6,000通送信されたと発表されました。各自治体で児童生徒の1人1台端末の管理や教職員用のシステムなど安全管理が求められる状況です。外部との通信機能を通じた情報漏えいや不正アクセスを防ぐため、どのような管理をされているのでしょうか。万が一不正なアクセスを受けた場合のためにどのような対応マニュアルを整備し、またその再発防止策はどうされているのかを伺います。

二つ目に、防災・防犯システムのセキュリティについて伺います。日本国内の防犯カメラなどのライブ映像が海外サイトに公開されている問題が読売新聞により発表されました。大半はカメラ側の認証設定の不備が原因とされていますが、マンションのエントランスや子供関連施設、高齢者施設や医療機関、住宅の居間や寝室、駐車場などが外部から見ることでできていたとのことです。カメラのIPアドレスから割り出された大まかな設置地域や映像の背景情報などから、設置された建物が特定可能なものも少なくないとあります。飛騨市内でも地域住民の安全安心のため、商店街、自治会などと防犯カメラの設置がされていると思いますし、学校や公共施設にも設置されているかと思います。安全確保については、どのような方針でしょうか。不正アクセスが起きた場合、検知できる体制は整っているのでしょうか。

三つ目は、市役所のシステム管理・体制について伺います。自治体として重要なインフラであるシステムがサイバー攻撃を受ければ、市民サービスに大きな影響を受け、まひをしてしまいます。実際に全国でもサイバー攻撃によって、自治体の窓口が数週間停止した事例もあります。飛騨市では仮に、サイバー攻撃を受けた場合にはどのぐらいで復旧できる体制なのでしょう。復旧の訓練は定期的に行われているのでしょうか。情報漏えいの事故の多くは、人為的なミスや不注意によるものとも言われています。飛騨市でも職員へのセキュリティ研修は行われているとのことですが、実務に生かせる体制は整えられているのでしょうか。また、誤送信や内部不正などの内部リスクへの対策や考えを伺います。

四つ目、外部委託先の情報漏えい対策について伺います。業務を外部委託するということは、プロの業者だから大丈夫と思いがちですが、攻撃されることにより、住民の情報が漏えいするサプライチェーン攻撃が全国で発生しています。今後、外部委託業者に対して、改正地方自治法の趣旨を踏まえ、交付要綱や契約条項への反映が必要になると思いますが、考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは、1点目の学校のICTのセキュリティについてお答えいたします。県内の自治体の事案を受けて、改めて学校におけるICTセキュリティの重要性を痛感しております。飛騨市においても、児童生徒の1人1台端末や教職員の校務用パソコンの運用など、外部との通信を行うシステムが増加している現状を踏まえ、情報漏えいや不正アクセスを未然に防ぐための対策を最優先課題として取り組んでいます。

まず、不正アクセスを防ぐ対策としては、ファイアウォールの設置による不正な通信の遮断、アカウントとパスワードの厳格な管理等を行っています。県内自治体で発生した事案ではパスワード管理の脆弱性を突かれたと聞いておりますので、こうした基本的な対策の徹底を図ってまいります。

次に、不正アクセスを受けた場合の対応についてです。機密性の高い個人情報は、イントラネット、いわゆる学校間のプライベートネットワークを使用し、業者に委託したサーバー上で管理しています。このネットワーク分離により、インターネット経由の不正アクセスがあった場合でも、個人情報を保護できる仕組みを整えています。また、情報セキュリティ上のリスクが判明した際には、校内に設置している個人情報管理委員会でリスク発生の原因を分析し、対策を検討した上で情報管理セキュリティポリシーの見直しを行うこととしています。教育委員会としましては、大切な個人情報を適切に管理できるよう、引き続き対応に取り組んでまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

2点目の防災・防犯システムについてお答えします。まず、議員が御心配されているカメラの

画像情報が、インターネットを介して外部に流出し、大きな社会問題となっている件についてお答えいたします。

市の施設に設置されている防犯カメラは、全てスタンドアローンで管理されており、ネットワークには接続されておりません。このため、カメラの画像情報がインターネットを介して外部に流出する危険性はありません。不正アクセスを行うには、カメラ本体の記録媒体を直接抜き取るか、モニターへ配線を接続する工事が必要になります。いずれの方法も大がかりで不審な行動として目立つため、すぐに発見できると考えております。

次に、安全確保に関する方針ですが、市では防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを定め、市の公式ホームページにも公開しております。このガイドラインには、画像データが外部に漏れないよう、取扱い担当者の指定やデータ保存期間の設定、記憶媒体の管理要領、データの消去、インターネット接続時のID及びパスワード設定などの厳しい規定を設けております。これらの規定は、市施設だけでなく、市の補助金で設置されている全ての防犯カメラに適用されており、補助金の交付時には、ガイドラインに基づく管理規定の提出を求め、審査をしております。

以上のように、防犯カメラの画像データの流出は非常に大きな問題であることから、引き続きガイドラインに基づく厳重な管理に努めてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、3点目の市役所のシステム管理体制についてお答えさせていただきます。本市のシステム管理体制の現状としましては、国の推奨するセキュリティモデルであります、マイナンバー業務を行う基幹業務、一般行政業務、インターネット業務を完全3層分離しましたαモデルを採用しております。

この自治体クラウドシステムは、限られたユーザーのみアクセスできる閉域ネットワークで運用されているため、外部からの不正な侵入の可能性は極めて低く、高いセキュリティレベルを確保しているということを前提に次のところに移らせていただきます。

攻撃を受けた際の復旧見込みはということですが、攻撃の種類や被害範囲により一概にお答えすることはできませんが、極めて低い確率ですが、仮にランサムウェアによる攻撃があった場合、数週間以上はかかるのではないかというふうに思っております。

次に、有事に備えるための復旧訓練はということで、インフラ障害、標的型攻撃、システム脆弱性等、その種類に応じてそれぞれ年1回以上定期的に実施をしまして、体制の維持・強化に努めているところでございます。

また、人為的なミスや不注意への対策としましては、入庁時の新人研修、階層別研修に加えまして、毎年の確認テストやeラーニングなど、全職員を対象としました多角的なセキュリティ研修を継続的に実施しております。

なお、実務に生かす方法としまして、実践的な抜き打ちの標的型攻撃訓練ですとか、インシデ

ント発生時の報告訓練などを随時実施し、実務への適用性を高めるよう訓練に努めております。

次に、誤送信対策としまして、メールを受け取った本人以外に、誰に送信されたか分からない方法、BCCと言いますが、この利用を徹底しております。データの取扱いとしましては、機密情報を添付ファイルとしては扱わないよう、ファイル共有ツールの利用体制を整備しております。さらに、全端末の操作ログなどの監視を実施し、不正アクセスや情報持ち出しの監視を強化しております。

加えまして、セキュリティ対策の実効性を担保する観点から、情報セキュリティ監査計画に基づきまして、年1回、内部監査を実施し、ポリシーの遵守状況や対策の有効性を定期的に検証しており、この監査結果を踏まえましてPDCAサイクルによる継続的な改善につなげているところでございます。

続きまして、4点目の外部委託先の情報漏えい対策についてということについてお答えいたします。議員御指摘のとおり、プロの業者だから大丈夫というような安易な認識は大変危険です。全国で発生しておりますサプライチェーン攻撃は、市が直接契約した業者だけでなく、その再委託先を含めた取引全体のリスクを顕在化させております。

本市におきましても、委託先のセキュリティ体制やインシデント発生時の対応体制の強化は最重要課題でございます。御質問の交付要綱や契約条項への反映が必要という点につきましては、令和2年の地方自治法の改正を踏まえまして、内部統制、個人情報保護について別途規定を設け対応しております。

また、委託先のセキュリティ体制やインシデント発生時の対応体制については、総務省のガイドラインに沿って、飛騨市セキュリティ対策基準に規定し、契約時に特記条項にて委託業者もこれを遵守するように定めております。

インシデント発生時の具体的な対応につきましては、情報セキュリティ緊急時対応計画を定めており、インシデント発生時に限らず、インシデントにつながる事象を発見した際も計画に沿った対応を行っており、年1回以上の机上または実地訓練を併せて実施しております。

なお、令和6年6月に成立しました改正地方自治法によりまして、地方公共団体はサイバーセキュリティの強化が義務づけられ、その一環としてサイバーセキュリティ基本方針を策定し公表することが義務づけられました。

本市では、平成16年の合併時より既に情報セキュリティポリシーを策定しています。このセキュリティポリシーは、基本方針、対策基準、実施手順書の3つに分かれており、基本方針は、既に情報システム係窓口にて公開をしておりますが、今後はホームページに掲載するなど、広く市民の方の目に触れる対策を行ってまいります。なお、対策基準、実施手順書は、セキュリティ上、公開しておりませんので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○3番（小笠原美保子）

難しい話でちょっと頭がなかなかついていけないんですけども、学校のタブレットなんですけど、学校の中で対策が様々されているとのことで安心はしたんですけども、よく私新聞とかで見る事例ですと、おうちへ持ち帰ったときとか持ち帰る途中であるとか、そういったときに使用の方法

がおうちだからちょっと学校とはまた違って、おおらかな気持ちで使ったりとかされるのかなってというのはあるんですが、そのところで第三者のアクセスを受けるとかっていう事例があったと思うんですけども、そういった場合の対処であるとか予防っていうものがされているかなと思うんですけども、そこら辺を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

御質問の児童生徒に貸与している1人1台のタブレットがございしますが、その中にはしっかりセキュリティソフトと言いますか、そういう外部からブロックするソフトが常駐しておりますので、いわゆる家のWi-Fiで検索エンジンでヤフーなりグーグルへいろいろ調べものをしたりするっていうときについてもしっかりブロックもされますし、またアクセスが好ましくないサイトにはつながらないようにソフトも入っておりますので、そういった対策を1台1台タブレットにソフトを入れておりますので、そういった心配もないように、つまり感染しない対策も取っております。

○3番（小笠原美保子）

分かりました。ありがとうございます。あと、カメラのところとかいろいろ説明があったんですけども、市役所の内部の話でもあるんですけども、閲覧のログとかもちゃんと取ってあるって話だったんですが、その管理であるとか、例えばどの程度記録してあるのかとか、細かい話大事な情報なのかもしれませんけども、その管理が甘いので内部のところで事故が起きるっていうのが結構あると思うんですが、そのところをどういうふうにしてあるのか、もう一度教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今の御質問は、カメラの情報の管理と理解いたしましたので、それに沿ってお答えしたいと思います。

まず、カメラの中の情報については、一定の保存期間を定めて消去するように定められております。その期間についてはちょっとセキュリティ上申し上げられませんが、ある期間、取扱い者を指定して管理するようにしています。

答弁でも申し上げましたけれども、外部からアクセスはできない仕組みにしていますので、その記憶媒体そのもののデータが人為的な作用で外に出ない限りは漏れることはありません。そういう意味では取扱い者はしっかりして管理しておりますので、不正に出るということはないと考えております。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。あと市役所の中で例えば攻撃に遭ってストップしちゃった場合とかは、手作業とかも増えてくるとは思うんですけども、そういったときにいろんな訓練もされていることなんですけども、定期的なバックアップとかばかりではなくて復旧できる体制っていうのが連携されているのかとか、どういった被害を想定して訓練されている。私ちょっと年に1回とか2

回だと少ないような気がするのですが何うんですけれども、どうされてるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

これは、基本的には情報システム系のほうで訓練をしておりまして、例えばですけど市の防災訓練のときに合わせてネットワーク構成図ですとか、設定の確認ですとか、通信状況の確認訓練、通報訓練というものを定期的な実施をしております。

あと先ほど申し上げました例えば抜き打ち型の訓練といいますのは、岐阜県警のほうで提供していただいておりますそういうツールがございまして、そちらの中で事前に通知を職員にはすることなく、いきなりメールを送って、それに対してどういう対応を取るかというように職員にやっているというようなことの具体的な訓練を実施しております。

○3番（小笠原美保子）

難しい話はちょっとここまでにしておきます。今、個人情報の流出がすごく、もう当たり前みたいに毎日毎日報道もされてますし、実は私事なんですけれども、ペットの保険に入ってます、そのペット保険の会社から不正アクセスでペットの情報ではなくて私の情報が流出しましたと、申し訳ございませんというメールが届きました。メール1本で私もそこにはクレジットカードもついてますし、住所や自分の名前も入ってますので、全てが入ってるんですけども、そのメールには相談窓口のところはちょっとは載っていたんですけども、謝罪の文だけだったんですね。

例えば市役所のほうで、攻撃によって個人情報が流出してしまったといったときには、多分市民の皆様が不安に思われると思うんですが、そのようなときの対応であるとか、例えば相談窓口を設置するとか、そこら辺のこの計画とかはきちんとされているのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

具体的にすごく計画立てたというところまではございませんけど、議員おっしゃられるように、やはりそういうようなことが起きれば対策の窓口をつくったりですとか。専用コールセンターみたいなものつくったりとか、あるいは御本人さん宛てに通知文を出したりとかってというようなことの対応はさせていただくことになるかと思えます。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ぜひそこはよろしく願いいたします。攻撃されてどうのこうのっていうのは市民の皆様にはちょっと分かんない話で、ただ、サイバー攻撃なんていうと昔は遠い国の話だったような感じで関係ないとは思っていましたが、今の話、本当不正アクセスとか普通に起きてますので、市民の皆様の安全のためにもぜひよろしく願いいたします。運営とかそこら辺のところにも影響が関わってきますし、その安全保障があって、そこで市民の皆様の安全が繋がっていくと思えますので、今後どうぞ強化をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を1時40分といたします。

（ 休憩 午後1時36分 再開 午後1時40分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、住田議員。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、マイクロワークについてについてお尋ねしたいと思っております。求人を出しても応募が来ない、慢性的な人手不足、即戦力になる人材に出会えないなど課題は山積しています。片や、社会人経験やキャリア、資格を有しているにもかかわらず、結婚、出産、介護等によりやむなく離職し、時間的制限等により社会で能力を発揮できない方もいます。

マイクロワークとは、業務内容の分解やシフトの細分化を行い、1日二、三時間、週二、三日など短時間、単日数で働きやすい仕事のことで、またマイクロワーク雇用することで他の社員の残業が減ったり、本来取り組むべき業務に集中できるようになり、その結果、業績が上がるなどの効果にもつながっています。

特に岐阜県では、働いてもらい方改革として、若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくることとし、補助金制度も設けています。私、6月議会で商工業の振興について質問した際、「商工業の動向については四半期ごとに市民生活・経済状況共有会議を実施し定点観測していること。その中で、製造業については人材確保等については必要に応じて相談に乗るというのが基本的な姿勢であること。また、小規模事業者に関しては全面的な伴走支援が必要である」と答えられました。

これらを踏まえ、マイクロワークについてはどのように事業者と進められていくのかお伺いしたいと思います。

一つ目には、マイクロワークの取組についてです。マイクロワークについては先ほど述べましたが、人手不足を解消する一手としては有効な方法ではないでしょうか。特に、事業者に対して伴走支援が必要であるとのこと。どのように取り組まれていくのでしょうか。

2点目は、働いてもらい方改革についてです。県が進めている働いてもらい方改革は、子育て中の男女、高齢者、障がいのある方など、就労において様々な制約を受けている方にとって働きやすい環境を整備することで、事業者の生産性向上や人手不足解消に貢献する取組に対して支援

するもので、補助金制度としては補助率3分の2、上限250万円となっています。市内でも採択された事業所もありますが、申請が年1回のため年度途中での制度設計ができかねます。

そこで、市独自で補助金制度を創設し、通年申請できるような仕組みはできないでしょうか。補助率など県並みとは言いませんが、小規模事業者にとって使いやすい飛騨市版働いてもらい方改革はいかがでしょうか。

3点目は、超短時間雇用についてです。働く意欲があっても、ひきこもりや障がいなどにより長時間働くことが難しい人と事業者をつなぐ超短時間雇用創出事業があります。県内では二つの自治体が導入しています。超短時間雇用は、1日15分、週1回から、計20時間未満の短時間で働く雇用モデルです。飛騨市でも商工と福祉が連携しこのような取組を導入されてはいかがでしょうか。

以上、マイクロワークについてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、私から1点目と2点目の御質問についてお答えをいたします。

まず、1点目のマイクロワークの取組につきましては、後ほど市民福祉部からの答弁にて詳しく御説明をいたしますけれども、令和6年度に岐阜市の超短時間ワーク応援センターの所長と支援員お招きしまして、市民福祉部の職員と商工課の職員が共同で市内大手企業を交えてノウハウを学ぶ機会を得ました。

マイクロワークにつきましては、まず市内企業への浸透が必要であると考えておりまして、各商工団体からの周知や飛騨市経済連合会で開催しておりますセミナーで取り上げつつ、就労者側を支援している市民福祉部と連携しながら進展に努めてまいります。

次に、2点目の働いてもらい方改革についてお答えいたします。

議員が述べられました県補助金は、小規模事業者パワーアップ応援補助金の働いてもらい方改革枠の補助率と上限額だと理解しております。このパワーアップ応援補助金は、依然として厳しい経営環境に直面する県内小規模事業者が、持続的な賃上げにもつながる稼ぐ力の強化に向けて経営計画を作成し、その計画に沿って事業規模拡大や業態転換等に取り組む事業の2分の1、上限100万円で補助する事業です。

特にマイクロワークなど、新たな働く環境づくりに取り組む事業者については、議員御紹介の補助率、補助上限額にアップするとともに、さらにそのうち、新たな働く環境づくりに要する経費については、補助上限額100万円に対して補助率10分の10とするものです。この補助金の使途は、機械装置等の購入費用から広報費、展示会出展費用、職場環境の整備など、大変幅の広いものとなっております。

他方、市では、事業者からのヒアリングを踏まえまして、女性社会進出促進補助金及び高齢者、障がい者社会進出促進補助金をはじめ、事業拡大促進事業補助金、展示会等出店補助金など様々な具体のメニューを設けまして、様々な人に働きやすい職場環境の整備や事業の活性化を支援しております。まずは、これらの補助金を県補助金と組み合わせて御活用いただくことが重要であ

ると考えております。

その上で、今後も市内企業の状況をヒアリングしながら、必要性を見極めつつ、より一層柔軟に使っていただける補助金制度の構築に努めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

私からは、3点目の超短時間雇用についてお答えします。本市では、超短時間雇用を推進するため、令和5年度にこの分野で先進的に取り組んでおられる静岡県富士市と岐阜市を視察し、その取組の詳細を学んでまいりました。両市が実践されていたのは、業務分解コンサルティングという手法です。これは、企業内で正規職員が担うことで残業が増えているような業務を細かく分解し、それを切り取って、働くことに困難さを抱えている方に委ねていこうというものです。

視察の翌年には、先ほど畑上部長からもありましたが、このノウハウを直接学ぶために、岐阜市の超短時間ワーク応援センターの所長と支援員を本市にお招きし、市内大手企業と飛騨市役所で実際にコンサルティングを実施していただきました。これにより、人事関係の職員や福祉就労に関わる支援者一同が、そのノウハウを目の前で学ぶ機会を得ることができました。

先進地のコンサルティング手法は大変参考になりましたが、同じような専門職員を市役所内に配置することは難しいと感じました。しかし、岐阜市の方から助言をいただき、本市には企業の皆さんと顔が見える関係という強みがあると、岐阜市との違いを教えてくださいました。この強みを生かせば、コンサルティングという形にこだわらずとも、個々のクライアントに合った仕事を企業とともに考え、提案できるのではないかと考えました。

そこで、学んだエッセンスを生かし、現在、飛騨市独自の取組として「ふらっとジャストフィット就労」と名づけ、ケースに応じて柔軟な支援を始めております。既に幾つかの成果が生まれていますので、4点御紹介をいたします。

1点目は、市民福祉部があるハートピア古川の清掃業務です。シルバー人材センターの人手不足を受け、それまでシルバーの方々のみで行っていた業務を細かく分解しました。この分解した業務を障がい者就労継続支援A型サービスに委託することで、障がい者の方々の短時間ワークにつなげることができております。

2点目は、ひきこもりがちな方の事例です。総合福祉課で設置している筋力トレーニングジム「パワーふらっと」を利用いただき、活力が向上された方がおられました。就労経験のない方で、就労中の支援が必要ない方という条件で公募し、その方を総合福祉課の第3種会計年度任用職員として任用いたしました。週に2時間程度ですが、総合福祉課でもなかなか手が届いていなかった清掃・整理などの業務をしていただいております。徐々にですが社会参加へのステップを踏み始めていただいております。

3点目は、企業からの相談で超短時間ワークになった事例です。岐阜市によるコンサルティングを一緒に受けた企業様から、社員食堂のお世話業務で毎日2時間だけという人手不足の御相談を受けました。これに対し、ちょうど働きづらさもあってエネルギーが落ちていた相談者の方

を支援員とともに入職できるようサポートいたしました。結果、この方は現在、その企業に正規で雇用いただくという非常に喜ばしい結果につながり、企業様も大変喜んでいただきました。

4点目は、障がいの通所事業所内での徹底した業務分解です。障がい通所事業所であるピース様でも、業務分解を徹底して行うことで、通所されている方が皆さん何かしら自分の持っている能力の強みを生かして作業に参加できる体制を促進されました。これにより遊んでいる利用者さんがいなくなったと伺っております。

このように、富士市、岐阜市より学んだエッセンスを生かし、飛騨市なりに超短時間ワークの実践を地道に進めております。今後は、御紹介したような具体的な成功事例を積み上げ、その実績を市内企業に紹介しながら、超短時間ワークを啓蒙し、他の企業へも横展開していければと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

マイクロワークについて、特に今三つ目の超短時間雇用につきましては、市民福祉部長のほうから4点事例を挙げて御説明をいただきました。大変いい感じで超短時間でもいろんな方々が業務のところに貢献されていることは大変ありがたいことだと思っておりますが、マイクロワークの一般の企業でございますけれども、商工会なり商工会議所と一緒に周知をしていくということだったんですけれども、この補助金制度のことにつきましてちょっと商工会さんに聞き取りをしましたところ、この今の岐阜県小規模事業者パワーアップ応援補助金の中にまた働いてもらい方改革枠があるということなんです、実際に2者が導入されておりまして、大変ありがたい制度なんですけど、これがなかなか年1回の申請なのでということで、このことについて通年申請ができるような働きかけを県のほうへしていただけるといいのになという御意見があったんですが、こういった働きかけは岐阜県のほうにはしていただけるものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

私どものほうでも年に不定期ではありますけれども、県の商工担当の方と意見交換する機会をつくるようにしておりますので、そういった場などを捉えてそういった御要望はお伝えしていきたいと思っておりますし、古川町商工会とか神岡商工会議所のほうでも県の連合会的な組織もありますので、そういったことを通じてまた要望していただくようなことも働きかけをしていきたいと思っております。

○10番（住田清美）

私このマイクロワーク、この短時間のこういう働き方を聞いたとき見たときに、最初によくテレビとかでもやっておりますけど、隙間時間を利用してそこを埋めていくスキマバイト的なイメージがあって、そういうのって民間でも今のスキマ時間を埋めて求人をする、働きたいほうはその時間空いているので自分はここ行くというようなアプリを利用したやり方もあると思うんです。

市内の業者さんも多分そういうのを導入してみえる方もあると思うんですけれども、商工業さんの動向を定点観測されている中で、こういったアプリを使って見えるところの実績ですね、実際こういうものをやったら結果たくさん埋まってきたよとか、いろんなこういう周知のやり方と

か、これで大体実績はどんな感じなのか。そしてこれをほかの事業者さんへも紹介するようなこととして定点観測のときにもされておられますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

そういうタイミーとか、そういうスキマバイトのアプリを利用しての雇用実績の実数は把握していませんが、日頃のお話の中で大きい旅館とかはそのアプリを利用して、短時間での雇用をしていらっしゃるというお話はお聞きしております。高山市内でも利用されているところは幾つかあるようで、働く側としてそのアプリを通じて働き先を見つけていらっしゃる方もあるということは、数字的などところまでは聞いておりませんが確認をしております。

そういったお話を伺いますと、やはり比較的飲食店とか旅館みたいなところは短時間、1日の中でも忙しい時間帯とそうでない時間帯がある業種になりますので、そういった仕事が出しやすいのではないかと思いますし、単純作業も多いので切り取って業務を出すっていうこともやりやすいのかなっていうことを感じております。

ただ、一般の製造業などになりますと、先ほど申し上げましたようになかなかその業務の細分化をして、その一部分を超短時間ワークとしてまた別に就労を促すっていう考え方自体がまだ浸透してきていない部分がありますし、私もこの岐阜市から講師をお招きして学んだ機会には同席をさせていただいたんですけども、細分化の仕方っていうところは本当に目からうろこな思いがありまして、こういうことで業務の切り出しをしていくんだっていうところですので、まずはそういった感覚の体験を市内の事業者さんたちにも多くしていただいて、切り出す発想をしていただけたらいいのではないかと考えております。

○10番（住田清美）

ぜひそのような形でお願いをできたらなと思います。なかなか細分化するって難しいことだと思いますし、特に小規模な事業者さんに対しては伴走支援をしていくというような市のスタンスですので、いろんな面で情報の提供とかいろんな御相談事を受けていただきたいと思うんです。

本当は市でも古川町商工会でも、ハローワークのようなあっせん業務ができると楽なのになっておっしゃるんです。こちらから人が足らなくて、こちらで応募してつなぎますよってことが多分システム上できないのだと思いますので、そういう今のアプリではないんですけど、そういうものも使ってみたらとか、いろんなことをまた事業者にも知恵をつけていただきながら、皆さんで足りないほう、片や働きたい方もたくさんいらっしゃると思うんです。1日5時間、6時間は無理やけど、この時間だけならいけるとか、業者でも細分化をすることによって出てくるこういうちっちゃな業務があるかと思うんです。そういうところも含めてしっかりと伴走支援、それから積極的な支援をしていただきながら、そういう方々のマッチングをできるだけ増やしていただいて、両方ともが幸福になるような働き方ができればよいかなと思っていますので、お願いをいたしたいと思います。

次に、大きく二つ目の質問に移らせていただきます。今度は不登校児の対応についてお尋ねいたします。

2024年度の文部科学省の調査によりますと、小中学校の不登校児童生徒数は過去最多の35万

3,970人で、前年度から2.2%増加しました。小学校が13万7,704人、中学校が21万6,266人で、増加は12年連続です。病気以外で年間30日以上欠席した場合不登校と言われますが、そこまでいなくても入学当初や休み明けなどで登校を渋る子供など、不登校気味の子供も含めれば相当数になるかと思えます。飛騨市の子供たちの現状はどうなっているのでしょうか。

不登校児の受入れといたしましては、学校内にあります保健室や中学校で言えばほっとルーム、また千代の松原にあるグリーンルーム、民間が運営していますハルジオン、そして高山市のフリースクールなどがあります。民間が運営しておりますハルジオンは子供たちの学びもできる居場所であるとともに、家庭教育支援チームとして交流スペースとしても相談を受けています。高山市のフリースクールは複数あります。

不登校になる子供たちは、その要因は様々で自分でもがき苦しんでいることと思えます。支える家族もまた精神的、経済的にも厳しいことと思えます。子供たちの健やかな成長を見守るために不登校児の対応について4点お伺いします。

1点目は、不登校児の状況についてです。飛騨市の不登校児、また不登校ぎみの子供も含め何人、そしてそれらの子供たちはどう過ごしているのでしょうか。不登校児を抱える専門家らによる委員会のようなものは飛騨市に設置されているのか、併せてお伺いいたします。

2点目は、出席の定義についてです。学校へ通っていれば出席とみなされると思いますが、学校外のグリーンルームやハルジオン、高山市のフリースクールの場合はどうなのでしょう。ちなみに高山市のフリースクールは高山市民の子なら現在、出席扱いとなっています。飛騨市の児童生徒がこのフリースクールに通う場合も出席扱いになるのでしょうか。不登校の子供たちにとって、外に出れるということは大きな一歩であり、出席扱いにカウントされることは自信にもつながります。また親御さんにとっても安心できることではないでしょうか。市の見解をお伺いします。

3点目に、居場所づくりについてです。不登校児にとって、社会と関わる選択肢は多くあったほうが良いと思われます。民間のハルジオンはフリースクールのような役割を果たしていますが、人件費などの運営費が足りないため、現在は週3回の開催です。利用者の声もあり次年度以降、開催日を増やしていける運営を目指しています。居場所づくりや交流の場は、当事者の親御さんが立ち上げるケースが多いのですが、家族の負担軽減のため利用料をできるだけ無料にしたいという思いがありますが、しかしこれは経営的には逆に厳しく、行政の支援が不可欠だと思われま。学校とは違った受入先があってもよいのではないのでしょうか。全国には公設民営のフリースクールもあります。不登校児やその家族の居場所づくり、またフリースクールの設置についてどのようにお考えでしょうか。

4点目は、学校作業療法士と不登校児の関わりについてです。現在、市では、学校に作業療法士を派遣し、その子にあった指導をアドバイスしながら子供たちと先生との良好な関係が構築されています。不登校あるいは不登校ぎみの子も含め、作業療法士が関われる場があるのかお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

## □教育長（下出尚弘）

では、不登校児童生徒への対応についてお答えいたします。

まず、不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況につきましては、該当児童生徒や家庭への配慮の観点から、この場での具体的な人数の公表は控えさせていただきます。しかし、令和6年度文部科学省の調査によると、全国の在籍児童生徒数に占める不登校の割合は、小学校2.3%、中学校6.8%となっており、本市もほぼ同じ割合で不登校児童生徒が見られます。

また、不登校傾向の児童生徒や、以前不登校で現在経過観察中の児童生徒も含めると、100名程度の児童生徒について毎月各校と情報を共有し、必要な支援が継続的かつ適切に行える体制を整えております。

不登校及び不登校傾向の児童生徒は、校内・校外教育支援センター等において、一人一人の思いや状況に合わせ、学習や個別活動をしたり相談をしたりして過ごしております。家庭で過ごすことの多い児童生徒につきましては、家庭訪問を定期的に行い、つながりを保っています。

専門家による支援体制につきましては、各校内外の教育支援センターに教育相談員を配置しているほか、不登校児童生徒の学習保障のために、教員免許を有するスタディサポーターを市内に常勤3名、非常勤3名、計6名配置しております。また、学校生活に困り事を抱える児童生徒への支援として、作業療法士やスクールカウンセラーが年間を通じて学校へ派遣され、専門的な助言や支援を行っております。

御質問にある不登校児を支える専門家による委員会につきましては、本市では定期的な委員会としての設置は行っておりません。ですが、児童生徒一人一人の状況に応じて、教育相談員、スタディサポーター、作業療法士、スクールカウンセラーといった専門家を交えたケース会議を速やかに開催しており、迅速かつ柔軟な支援体制となっております。

今後も、個々の状況に応じた専門的支援を適切に行うため、学校・家庭・関係機関との連携を一層充実させてまいります。

次に、出席の定義についてお答えいたします。学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合につきましては、文部科学省が示すガイドラインに基づき、要件を満たす際には指導要録上の出席扱いとしております。この文科省が示す要件について端的に申し上げますと、保護者・学校・施設が十分に連携し、また情報共有して、その施設で行われる相談・指導等が、児童生徒の社会的自立に向けた支援となっているかどうかという点でございます。

したがって、市の校外教育支援センターであるグリーンルームや市外のフリースクールにつきましては、当該施設での出席状況や活動の様子を確認しながら、積極的に出席扱いとして認めていく方針です。一方、ハルジオンにつきましては、利用している児童生徒がいることは承知しておりますが、現時点では家庭支援を主とする取組であると理解しております。今後、活動内容や支援の状況を注視し、文科省の要件に照らしながら、適切に出席扱いの可否を判断してまいります。

次に、3点目の居場所づくりについてです。議員が御指摘のとおり、不登校児童生徒にとって、支援の選択肢が多様であることは大変重要であると認識しております。一方で、飛騨市におきましては、既に各学校に校内教育支援センターを、また市としては校外教育支援センターであるグリーンルームを設置し、支援体制を整えており、教室以外の居場所として効果を上げていると考

えております。また、グリーンルームにつきましては、現在、数名の児童生徒が利用登録をしておりますが、毎日の利用ではなく、受入れには十分な余裕がある状況です。

こうした現状を踏まえ、新たに公設のフリースクールを開設することは、現段階では検討しておりません。今後も、既存の支援体制を活用しつつ、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援に努めてまいります。

最後に、作業療法士の不登校児童生徒への関わりについてお答えいたします。学校作業療法士につきましては、毎月2回程度、各校を定期的に訪問し、学校側の要望に応じて学級全体への指導や個別支援など、柔軟に対応しております。その支援の中には、不登校傾向があり、校内外の教育支援センターで過ごすことが多かった児童生徒が、作業療法士との関わりを通じて、現在は学級での生活が可能となったケースもございます。

一例として、ある登校渋りのお子さんについて、作業療法士が、「このお子さんは土日で登校意欲が急激に落ち込むが、月曜日以降は徐々に上がる傾向がある。月曜日は無理しない程度に登校して徐々に登校意欲を上昇させるとよい。」といった見立てをし、提案されました。月曜日に無理をしない・させないことを本人・保護者・学校が共通理解して関わり合う中で、互いが自分を責めずに気が楽になり、穏やかに接することで、結果的に良い方向につながったケースがございます。

今後も、支援を必要とする児童生徒を早期に作業療法士につなぎ、適切な支援が行き届くよう取組を進めてまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○10番（住田清美）

不登校、あるいは不登校ぎみの登校渋りの子供たちも含めると、結構な人数になるとの御答弁でございました。ある日突然、子供が、また孫が学校へ行きたくない、学校へ行かないって言い出したら、本当に親御さんは、またその家庭は本当にびっくりして大変なパニックになることと思います。それがそのクラスの中の子供たちの中では、そう珍しいことではないという実態が今明らかになっていると思います。

それで子供たちの学ぶことってというのは憲法でも保障されていますよね。全ての国民は、憲法の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利があるということで、学ぶということは学校に通うだけではなくて、いろんな場でまた学ぶことが保障されるべきであると思うんです。

ですから、学校に行かないという選択も、その学ぶという選択の中に学校だけではなくて選択肢はたくさんあるんだよということを知ってほしいと思いますし、知ることも大切だと思います。その中で今そういう専門家の皆さんによる支援センターとか教育相談員とかいろんな人の個々のところはあるんですけども、一つの委員会として今のところ飛騨市の中には設置がないということでした。十分に機能されているならいいんですけども、そういった不登校のことを理解してもらって、あるいは総トータル的に考えていく委員会のようなものを設置するお気持ちは今のところ教育委員会としてはございませんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（下出尚弘）

今ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、現在のところはそういった委員会を設置することは検討しておりません。と申しますのは、やはり御存じのように飛騨市は作業療法士につきましても、学校に入っただけの取組ってというのは本当に先駆的に行われて、その効果も出ております。

また、飛騨市はカウンセリングで学校心理士さんにも来ていただいて、該当の児童生徒、保護者に対しても丁寧なカウンセリングをするというような体制も整っている中で、先ほど迅速、柔軟にという話ししましたけども、他の都市部、大きな市と違ってコンパクトな市ですので、その中でその都度タイムリーにケース会議を開いてということに努めておりますので、今のところはそのように考えております。

## ○10番（住田清美）

委員会に代わるべきものがあるということでも理解をいたしましたし、そこがまたしっかり機能していただけるように願うべきものでございます。

出席の定義につきましては、一つちょっと確認をさせていただきたいんですが、いろんな皆さんで話し合われる中で出席扱いとするというような方向なんですが、グリーンルーム、フリースクールは積極的に出席扱いにするというような御答弁だったんですが、例えば飛騨市の児童生徒が高山市のフリースクールに通った場合は、これは出席扱いとなるんですか、その辺はどうなんですか、ちょっと確認させてください。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（下出尚弘）

結論から申しますと、市外においても今のフリースクール、要件を満たしている場合については出席扱いに積極的にしていくと、扱いにしていくということで捉えております。これについては補足しますと、あくまで指導要録上の出席扱いということで認めていくということでございます。

## ○10番（住田清美）

子供にとっても外に出られて、その場所に行けることで出席扱いとなるということは大きな喜びだと思います。親御さんにとっても安心材料だと思います。ただ、残念なのが、ハルジオンが今のところ出席扱いにできないというような御答弁だったと思うんです。もちろんハルジオンさんは、家庭支援チームというような位置づけもあるんですけども、でも学びの場もちゃんと提供して保障してくださっているというふうに紹介文には書いてあります。フリースクールとどこが違うのかなって思っています。

そしてまたハルジオンさんは、できれば利用料をもらいたくないというようなお話もあって、なかなか経営的にも厳しいところもあるんです。でも、子供たちの居場所づくり、学びの場は提供してくださってますので、ぜひこのハルジオンも学びの場は一緒だと思いますので、出席扱いにさせていただくような前向きな御検討、それからハルジオンさんへ向けての市としてのできる限りの財政的援助というようなもののお考えはあるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（下出尚弘）

今、ハルジオンさんについてお話しいただきましたけども、教育委員会としまして、このハルジオンさんの取組ってというのは本当に素晴らしい取組だなということを捉えております。と申しますのは、今ほども議員がおっしゃったように、不登校、不登校傾向にある児童生徒本人、そして御家庭の方々ってというのは、まずそれを受け止めること、それを受け入れることもなかなか難しい中でいらっしやと思います。それを学校関係としてもしっかりと受け止めたっていうことには努めてるんですけども、そこだけじゃなくてハルジオンさんがそういった方を丸ごと受け止めて家庭支援をしてくださっている、家庭の安定、保護者の安定、それにつながる子供たちの安定っていうことに寄与してくださるってことについては、素晴らしい取組だと思います。

ただ、今も家庭支援ってことを言いましたけども、ハルジオンさんなりにそういった柔軟な独自性を持った取組をしていらっしやいますので、それについてフリースクール的な扱いにしているのか、出席扱いにしているのかってことについては、そのことでまたハルジオンさんのほうの活動、思いを規制する部分も懸念しますので、今後、今のお話を聞きながら、またハルジオンさんの思い、運営についての願っているのを共有しながら、よりよい方向を見つけていきたいなということは思っております。

## ○10番（住田清美）

熱い思いも運営者の方にもございますし、ただ、資金が不足しているというか、なかなか厳しいというのも事実でございましたので、しっかりと出席の定義につきましても、また今後の家庭支援の部分につきましても、そして子供たちの学びの部分につきましても、ぜひまたハルジオンさんと情報共有をしていただきながら、私は本当にその不登校の子供たち、何がきっかけで社会と関われるようになるかっていうのはその子様々、ですから受入先もたくさんあったほうが良いというのはそこだと思えます。学校とはやっぱりちょっと違うところで背中が押されていくってということもあると思います。

実際に、古川から高山市のフリースクールへ通っている子もいるように、どこに活路を見いだしてくるのか分からないと思いますので、ぜひまた学校目線も大事ですけれど、それとは違った目線の中で、もがき苦しんでいる子供たちにぜひ手を差し伸べていただいて、背中を押していただけるように飛騨市の中で体制が、そして教育費にかけるお金もしっかりとかけていただきながら対応していただければと思っております。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。三つ目は、部活動の地域クラブ移行についてお尋ねしたいと思います。

いよいよ来年4月から中学校の部活動が大きな転換期を迎え、地域へと移行されます。部活動改革について、国では理念として、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが改革の主目的とし、手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導を実現させることも考慮するようとしています。

10月23日には、飛騨地域3市1村、これは飛騨市、高山市、下呂市、白川村なんですけれど、議員研修会がありまして、その席において共通のテーマであります「飛騨地域における部活動地域移行の現状と課題について」の講演会を開催いたしました。各地域の実情も鑑み、それぞれの

取組を知るよい機会となりました。飛騨市では推進室を設け取り組まれています。移行が間近となった今、改めて3点確認させていただきます。

1点目は、平日の取組について。休日の地域移行は理解できますが、先日の議員研修会では、下呂市や白川村は平日は今までどおり学校での部活動とし、休日のみ地域クラブ化するようでした。飛騨市の場合、平日の活動は今後どうなるのでしょうか。

2点目は、指導者の確保についてです。スポーツ系も文科系も地域クラブ化に当たり、指導者が必要となります。多くの単位クラブの活動に当たり、指導者は確保されているのでしょうか。また、謝礼が必要となりますが、予算措置のめどは立っているのでしょうか。国や県の補助はあるのか、併せてお伺いします。

3点目は、移動方法についてです。今現在でも古川中学校、神岡中学校、北陵中学校など合同で部活動を行うためにスクールバスの利用などが試みられていますが、来年4月以降の移動手段はどのように想定され、またそのことで保護者負担が生じるようなことはないのでしょうか。

以上、部活動の地域クラブ移行についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

部活動の地域クラブ移行についてのお尋ねです。

まず、1点目の平日の取組についてお答えいたします。飛騨市における部活動の地域展開について、令和8年度4月からは平日、休日ともに地域クラブとしての活動に移行する方針で進めてまいりました。このことは、部活動や地域クラブ活動の指導者や代表者等との関係者と、令和5年度から今年度にかけて、地域クラブの会議で検討、協議を進めてきたものです。

また、今までに学校や部活動育成会、保護者に対してはPTA総会や新1年生向けの半日入学での説明会、また部活動地域移行だより等を通じてお伝えしてきました。そのため、令和8年度4月からは平日も含めて部活動ではなく地域クラブとして活動していく予定です。

2点目の指導者の確保についてお答えします。議員御指摘のとおり、飛騨市における地域クラブ活動を実施する上で指導者の確保は重要です。現在、市の認定地域クラブとして活動する団体の指導者は、部活動の外部指導者として指導いただいていた方や、兼職兼業を申請した学校教員等により確保できています。今後の指導者や運営事務等のサポート人材の確保のため、岐阜県が設置した岐阜県地域クラブ指導者人材バンクの活用と、市独自の人材バンクの運用を進めています。そのために市のHPや広報ひだでは地域クラブのサポーターを募集しており、野球競技では地域クラブと指導者のマッチングにより、指導者の確保に至った例もございます。

令和8年度予算においては、認定地域クラブ活動の指導者謝金を計上する方針であり、国からの補助も予定されております。

3点目の移動方法についてお答えします。議員御指摘のとおり、生徒の送迎における保護者負担については、飛騨市は広域であり、学校間の移動に峠越え等があるため、保護者へのアンケートや会議での意見・要望も多く寄せられています。

そのため今年度10月からは、神岡中学校と古川中学校の生徒が合同で活動する部活動や地域ク

ラブにおいて、神岡中学校から古川中学校までの往路では新たにスクールバスを運行し、復路は公共交通路線バス乗車券を市が発行して保護者の負担軽減を行っています。土曜日の午前中の活動については、河合・宮川地区や神岡地区内の移動でスクールバスを運行しております。

また、保護者が送迎をした場合は、申請により移動費の補助を行っています。これらの移動についての支援は令和8年4月以降も継続する予定です。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○10番（住田清美）

いよいよ4月のスタートに向けて御答弁をいただきました。改めて、飛騨市の場合は平日も休日も含め、全て地域クラブに移行するというのを改めて確認させていただきました。本当に中学校の部活動が根底から変わってしまうのだなということを今改めて思いましたし、指導者の確保につきましても時々チラシとか新聞なんかでも状況は確認はしておりますが、今のところ指導者についてはおおむね確保できたということ、また教員の今の先生方も引き続きやったださるということで、先日3市1村の議員研修会したときは、ある自治体は結構先生の比率が高かったんです。そういうところもあります。飛騨市の場合はそのパーセンテージや人数は求めませんが、先生の比率が極端に多いということではないでしょうか。若干の先生の参加もあるというような程度でよろしいのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今の御質問のあった案件につきましては、教育委員会として各学校の先生方にアンケート調査を取らせていただきました。積極的に関わりたい先生とか、あとまあまあ関わっていききたいというような方と、あと関わりをちょっと距離を取りたいというような大まかに3分割がございまして、最初に言いました、関わっていききたい、まあまあ関わっていききたいという方が3割から4割の間だったと思います。つまり、数としては飛騨市は多いほうというふうな認識をしております。引き続き学校の先生方には指導者としての立場でも関わっていただく。あとは外部の指導者と手を合わせて、しっかりこの地域クラブを運営していただきたいというふうに思っております。

○10番（住田清美）

引き続き先生方もそういう熱意を持って取り組んでくださるということはあるがたいことだと思いますが、働き方改革に逆行しないようにしっかりとその辺はよろしくお願ひしたいのと、外部指導者といいましても、やはり本当にボランティアではないので、謝礼につきましても大体3市というか飛騨地域は大体統一的な感じで動いているのかなと思いましたが、しっかりと予算も確保していただきながら、国から補助が出るとは申しましたけど、どれくらい出のかちょっとまだ未知数なんじゃないかと思っておりますので、しっかりと予算措置もしながら、あくまでも地域へ移行はしますけれど、主役は子供たちですので、子供たちがスポーツや文化とかいろんなものに携われるこの気持ちをしっかりとくみ取っていただきながら、指導者の方々にもその辺をしっかりと念頭に置きながら、子供たちにとってよい、この地域移行にスムーズにいきますように、また教育委員会、市当局も御協力をいただきたいと思ひます。

以上、飛騨市の子供たちの発達を願って質問させていただきました。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で10番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を2時40分といたします。

（ 休憩 午後2時34分 再開 午後2時40分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は大きく3点質問いたします。

まず一つ目に、職員の兼業許可制度と市民への影響について伺いたいと思います。公務員の兼業は原則として法律で制限されておりますけれども、近年では許可基準の明確化や規制緩和が進んでおります。先日、飛騨市はこの11月から市職員の兼業を緩和し、営利企業の勤務や自営業も可能とするとの新聞報道がありました。6月議会でも市職員の兼業について、佐藤議員からの質問がありました。その質疑応答を聞いておまして、私は幾つかの疑問を抱いてきましたけれども、いよいよタブーなき公務外労働の全面解禁がスタートしつつあるようです。

私の率直な疑問は、住民全体に奉仕する公僕としての公共の利益を実現する職員の使命感と、営利目的の兼業とを、職員個々にどう折り合いをつけていくのか。そして何よりも、そのことは市民への公益につながるのか、この1点であります。この兼業許可制度について改めて、市民へ具体的な説明をお願いし、伺いたいと思います。

まず一つ目に、職種全面解禁は任命権者の許可があればいいようですが、市内外どこでも就労できるのですか。職種にタブーはないのですか。就労規則はどうなるか。賃金などの契約はどう結ぶのか。これらは皆、民間任せなのでしょうか。兼業を推進する市側に体制整備の義務、責任はないのか伺います。

二つ目に、市の制度趣旨に「兼業が地域の経済活動を圧迫しないこと」とありますが、地域とはどの範囲で、圧迫しないこととは具体的にどういう状態を指すのか伺います。

三つ目に、市は8のつく日をノー残業デーとして実施しており、職員のワークライフバランスの推進や業務効率化を目指しています。このことと兼業推進は矛盾しないか、市の見解を伺います。

地方公務員法では、公務員には市民の公僕としての職務専念義務があり、職務に専念しなければならないとたわわれています。兼業は、この公務以外の時間外労働であるわけですが、公務への影響はないと断言できるのか。職場や家庭での調和の障害とならないか。職員の家族も市民ですが、影響はないのかと大変危惧します。市の具体的な考え、方針を聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、兼業の職種全面解禁についてということで、初めに市職員の兼業に関する規則を改正した背景について御説明を申し上げます。

令和7年6月11日付で、総務省自治行政局公務員部長より「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項」が通知されました。本通知は、許可を行うに当たって三つの基本原則「公務能率の確保」、「職務の公正の確保」、「職員の品位の確保」、それに加えて報酬の妥当性、兼業時間の制限などを満たすものであれば、本来、兼業許可ができるという技術的助言となっております。

また、地方公務員の自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景としまして、自営兼業も可能であるなど兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備するよう示されました。

この通知の内容を基に、令和7年11月から市職員の兼業に関する規則の見直しを行ったものです。その上で、1点目の兼業の職種全面解禁についてお答えします。

まず、就労の地域については特に限定しておりません。職種のタブーについては、相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがない職種、また職員及び職務の品位を損ねるおそれがない職種に限定しております。

就業規則がどうなるかにつきましては、市の規則を変更する必要はないということでございます。

次に、賃金などの契約は、報酬額におきましては、同種の事例における報酬額との妥当性という点の確認はございますが、基本的には職員と民間等の間にて締結となります。

市側の体制整備の義務と責任といった件に関しては、議員御質問のとおり、公務員には公僕としての職務専念義務があり、また基本原則であります公務能率の確保にて、公務員としての職責を全うしつつ、業務に支障が生じないことが大前提となります。

このため総務省通知には、国家公務員の兼業時間数の上限のめどが示されておきまして、市規則においても週8時間以内、月30時間以内、そして勤務日は3時間以内という兼業時間数の上限を設けるということがあります。それに加えて、営利企業の活動など継続的に報酬を得る兼業につきましては、2か月間は条件付許可期間としまして、特に公務に支障や問題がない場合に本許可とする仕組みとしております。

次に、兼業が地域経済を圧迫しないことの方針についてお答えいたします。このことにつきましては、主に自営業の兼業を想定しておりますが、職員が自営兼業を行うことで、もともと地元で営業をされている方の経営を圧迫することのないよう配慮するものです。総務省の通知に示

されたものではありませんが、あえて今回、市兼業規則に盛り込んだもので、そういったケースとなれば許可の取消しを行うこととしております。

3点目です。兼業推進と職員のワークライフバランスについてということです。そもそも兼業は、職員が自発的に許可申請を行うものであり、自らのワークライフバランスを考慮の上、自己のキャリア形成や地域の課題解決に取り組みたいというものでございます。したがって、8日のつく日と毎週金曜日のノー残業デーをうまく活用して、自分のやりたいことをやり遂げ、満足感を高めてもらうということができれば、特に問題ないというふうに考えております。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず、一つ目から再度伺います。限定はどこでも限定なしということですから、市外でもいいわけですね。それから、職種のタブーがないということですが、もう一度ここ例えばこういうものは駄目ですよと、こういうものは公務員が民間の仕事とはいえないべき仕事ではないではないですかというような事例があったら、分かりやすく教えてください。

それから、体制整備の義務はあるということですが、具体的に民間で働くとなれば労働基準法対応になると思いますが、公務員は違いますよね。その辺りのつなぎというんですかね、要するに体制整備ですが、全く分かれてしまって、民間で働くことに兼業については関与しませんというものなのか、あるいはそれをある程度時折照合して、何らかの公務員としての指導、教育などを行うのか、具体的にちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

まず、タブーの職種ということですが、まず職員の申請によりまして、利害関係がないかということを確認しております。その中で、例えば免許、許可、認可、検査、補助金交付というようなことが、その自分が行こうとするところにひもづいているようなことがあれば、やはりそこはタブーになってくるというふうに思っております。

そして、あと後半で言われた市の規則のことですが、それについてはやはり勤務時間外になりますので、地方公務員法は適用されませんので、労働基準法の適用になってくると思います。

ただし、議員おっしゃられるように、一番公務に支障がないのかどうかというところがやはり問題になってきますので、そこについては時間で制限を設けてきておりまして、その中で時間数を報告させて公務に支障がないように、監視といいますかをしておるということ。そしてさらに、今のその新たな基準の中では、2か月間の条件付期間をつけておりますので、2か月間の間にそのようなことがあれば、やはり取り消すというふうになっておりますので、そのような全く野放しではないということを進めております。

○13番（籠山恵美子）

この職種ですが、利害関係や免許、許可とひもづいているようならそれはよくないでしょうということですが、基本的に例えば公務員の中で不祥事があつたりするってことで情報漏えいとか、自分の職場で得た情報を流してしまうとかそういう不祥事って時々ありますよね。そういうこととの絡みも大変ここには絡んでくるんじゃないかなと思いますけれども、そ

れからまた品位というか、こういうことですよ。例えば夜の御商売でも、悪いと言ってるんじゃないですよ。かなり深夜の仕事になりますから、御本人の健康状態や何やらも含めて、そういう深夜に及ぶ仕事など、そういうのもタブーなき職種ということになるんでしょうが、そういうところでの限定はないわけですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

それは全て申請の中で個別に判断をさせていただいておりますので、今おっしゃられたような職種が適当でないということにはなるかもしれません。実際に出てきておりますのが、ハンドメイド商品を売るということですか、あるいは写真を撮るということですか、あとはスポーツの指導ですね、そういうようなことがありますので、そこについてはタブー職種でないということで、条件付きで許可をしております。

○13番（籠山恵美子）

二つ目ですけれども、地域の経済活動を圧迫しないっていうことで今説明ありましたけれども、要するに地域の人のもうけに邪魔するなという、そういうことですよ。そのことだと思います。今まで既に飛騨市としては職員の方の権限は幾つかありますよね。消防団の仕事とか、それから御自宅の農業ですよ、それもお米などを供出する、それをある程度の利益につながっているような自営の仕事というのは既にもうやられていると思いますけれども、そうではないところに今度兼業が広がっていくということです、これは人手がないところで欲しいという方にはとてもいいことだろうとは思いますが、それは6月の佐藤議員の市長とのやり取りの中でもそういう求めている部分もあるんだろうなと思いますし、それは理解します。

ただ、やはり私は何と言っても公務員は公僕であると、まずそれで十分に力と知恵を、能力を発揮してもらいたいと思うものですから、それがある程度セーブして民間の兼業に向かってしまうというようなおそれはないのか、危険はないのか。あるいは目いっぱい公務もやる、その後の時間外で兼業で仕事をする、そのために過重労働になったり体を壊したりということになりますと、その方が公務でやっている役割というのが阻害されていくわけですから、それは市民の公益が阻害されるってということなんですよ。その辺りのバランスというのはとっても難しいだろうなと思っていて、やっぱりまずは市のほうできちんとした体制整備の立てつけというのをやっていただきたいと思いますが、その辺りはいかがなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御心配されることは確かにあるかと思っておりますので、とにかく本来の公務に支障があってはいけないということで、その許可を与える所属長のところで必ずチェックをしていくということもごございますし、もちろん人事評価の中でDランクですとかEランクっていうのは成績不良のほうに属するわけですけど、そういうような職員が仮に手を挙げてきた場合はもちろんできませんし、そういうようなことも全てその兼業をしようとする職員を全般的に見て、許可が適当かどうかということを見ながら許可を与えて、その許可する職種によって職員が余計に元気になっ

てくれるのであれば、そこが一番いいことだなというふうに思っていますので、そのバランスを使い方というのは本人の申請してくる内容も見ながら、実際の公務の内容も見ながら評価を与えて支援していくというような体制になるかと思います。

○13番（籠山恵美子）

なかなか本当に民間への兼業ということがスタートしてどうなるかなと不安と、あるいは本当に人手が足りないところに来てもらってありがたいという声がまちの中から出てくるだろうということも期待しますが、やはり心配はまず公務員としての動力であります。

それから3番目の8のつく日、それからノー残業デー、これについての考え方ですが、これは国の働き方改革でこうなってくるんだと思いますけれども、どうしてこういうことを市が設置したか設定したかというその根本は、やはり過重労働は駄目ですよと、それは結果としては市民のためにならないんですよということだと思えますね。

なのに、今度はそういうところの時間も活用して兼業していくということについて、私が心配なのはその職員の家族ですよ。家族と周辺の方々ですよ。結局、お父さんやっと今日は残業なしで帰ってきたと思ったら、今から行くでななんて言って次の仕事に行ってしまう、そういうのの繰り返しになったら、家族にとってそれが本当にいいことでしょうか。ただ、公務員の給料のほかに現金持ってきてくれるのでうれしいって、そういうだけのものでしょうか。その辺が大変心配ですし、その辺りの家庭人としてのモラル、それから公務員としての自制ですよ。兼業するに当たっても、公務員としての自制心を主に置いてやっていただかないと、結果としては家庭も不幸にするのではないかと思うんですが、この辺りはどんなふうにお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私からお答えします。これは兼業しろって言ってるわけじゃないんですね。兼業したいという方があった場合に許可をしましょうと、こういう話です。ですので、当然、家庭に支障がある人は手を挙げてこないというふうに思いますし、それから私長くこの問題に関わってきて、有志の首長の会の代表もしているものですから、総務省へも要望も行きました。その際にずっと申し上げているのは、公務員が公務員の中だけで閉じてるのではなくて、いろんな地域を知って、いろんな地域のための活動をすることによって公務員としての幅も広がる、これが一番この兼業のことが、国においても地方においても柔軟に広がっている根本だというふうに思うんですね。

だけでも先ほどの話、それが行き過ぎて、そっちが面白くなってしまっただけで本業がおろそかになったり、あるいはすれすれで公務に支障を来したりとかですね、あるいはその本来あるべき姿と相違うような、そういったことになるとこれはまずいということですから、そこは許可制の中でしっかりとルールを設けて、そういったときは許可しないということになっていくわけです。

したがって、時間数を設けてあるのもそういった家庭に過度な、あるいは自分の生活に過度な負担がかからない、ワークライフバランスをきちんと保持するための基準としての時間数の制限というものがあるというふうに理解しておりますし、恐らく今後これは公務員のみならず民間企業にも兼業というのは大きく広がっていくと思うんです。ですけども、その際にも恐らく同様の考え方で普及していくだろうというふうに思いますので、その辺りは私自身はあまり懸念はして

おりませんし、問題があるようなら不許可にすればいいわけですから、そこできちんとコントロールができるだろうなというふうに思っております。

○13番（籠山恵美子）

ぜひそのようにしていただきたいと思ひますし、市がつくっているこの兼業を許可するに当たってのシートというか資料を見ていると、先ほど部長がおっしゃったまず条件付許可、原則2か月ほどで最初スタートして、それによって許可するかどうかを決めていくという作業もあるんですね。そういうのも含めてなんですけれども、今度はこれを所管するっていうか統括する人事課ですか、ここの仕事が膨大に増えていくのではないかと。しかる後、みんな兼業いいな、まちの人も喜んでくれてる、いいなってことになったときに、今度はこの業務の職員が大変な苦勞するというこも考えられます。

私6月の佐藤議員のやり取りを議事録で見えておまして、市長の答弁を見ておまして、とても何かちょっと薔薇色なことをおっしゃっているんで、ちょっと心配になったんですね。先ほどの地域に飛び出す公務員を応援する首長連合というのがあるそうですけれども、前向きに捉えて市長はこういう答弁をされたんだと思ひますけれども、やはり地に足のついた公務員の業務を、活動をちゃんとやってもらうということがまず主体ですので、公務員の職員の皆さんにはそのことを主においていただきたいと思ひますので、その辺りはこれからもそれを担当する所管する部・課というのは大変だと思ひますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目に移ります。市の医療・介護の抜本の見直しについて伺います。市民病院の病床削減は、古川病院の療養病床閉鎖と相まって、市民にとって大きな心配事となっています。現状に合わせて規模を縮小するとは言っても、団塊の世代が75歳以上を迎えるこの2025年問題があります。先ほど野村部長もおっしゃってましたね。この年代が次々と年老いていくわけですけれども、将来の市民医療はこれで守れるのか。その見通しを再度伺います。

二つ目に、医療と切り離せないのが介護の分野です。今は第9期介護保険実施計画の2年目です。国では、第10期に向かって介護の様々な部会で今検討されています。飛騨市の第10期実施計画はどのように検討を進めているのか伺います。その上で、今、第9期の初めに繰り越された2億7,000万円の黒字と2億4,000万円の準備金、これが余るのは明白ですから、第10期の保険料を市民のために適正に引き下げたいと思ひますが、いかがでしょうか。

三つ目、余っている財源を総合事業の保健福祉事業に振り分けて、介護認定されなくとも介護サービスを必要としている市民への経済支援、介護事業所への運営支援、介護職員の処遇改善をその中で十分行い、サービスの需要と供給のバランスを取り、介護利用者に求められるサービスが直接提供できるよう、保健福祉事業の中身をしっかりと充実させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。この3点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

市の医療介護の抜本の見直しについての御質問ですが、まず、市民病院の病床削減に伴う将来の市民医療についてお答えいたします。

飛騨市民病院及び古川病院の病床削減は、今後の安定的な医療提供体制を維持する上で致し方ない状況と理解をしております。稼働率の低い病床の維持や夜勤者の確保が困難な状況の改善が求められており、経営面でも困難な状況が続いているためです。

令和7年度に開催された飛騨圏域地域医療構想等調整会議では、年間患者数のシミュレーションが示されました。団塊の世代が75歳以上を迎える2025年の2,572人をピークに、市内の患者数は減少すると予想されており、2040年には2,075人まで減少すると見込まれております。また、今後の医療需要はさらに減少するものと考えられます。

令和7年10月6日に開催された飛騨地域医療連携協議会では、高度急性期医療や回復期、慢性期の一部を高山市に集約し、部分的に飛騨市や下呂市で分散して提供する意見が交わされました。飛騨市の医療を守るためには、飛騨地域の医療従事者の確保、病院間の役割分担と連携体制の構築が重要であり、これらの議論を本格的に進める必要があります。これまでは民間病院が主導してきた医療体制ですが、行政も意見を述べる立場として参画しております。

このように将来にわたり地域医療を守るため、飛騨市のみならず飛騨地域が一丸となって取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の第10期計画及び3点目の地域支援事業の御質問については、まとめてお答えをいたします。

介護保険第10期の計画期間は令和9年度から令和11年度の3年間で、その期間の介護需要を見越して保険料を設定するものです。御指摘のとおり、準備基金等は保険料負担軽減のために使用することを見込み、さらに今後の人件費上昇を考慮した介護報酬改定後のサービス給付費と保険料の総額のバランスを注視しながら、第10期計画で適正に活用し保険料を設定いたします。

一方、繰越金のうち過半数である約1億5,000万円は前年の国、県、支払い基金からの交付金の実績報告による清算で返還の対象となり、実質約1億2,000万円が残ります。この分については、地域支援事業の国の上限を超えた部分や保健福祉事業に有効活用する予定であり、余剰が生じる状況ではありません。

地域支援事業や保健福祉事業は、御指摘のとおり介護認定未取得の方に対しても市の独自事業として実施可能であり、要支援認定前段階にある事業対象者には、訪問介護や通所介護の提供が可能です。そのほかにも一般介護予防事業、地域包括支援センターの運営、認知症支援事業などを実施しています。

さらに当市では、保健福祉事業として独自に家族介護応援手当や介護事業所の運営支援として移動対策助成金、特養等夜勤者臨時交付金なども活用しております。最近の取組としては、デイサービスの魅力向上に対する支援も行っており、間接的に介護利用者のサービス充実につながっていると考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

市民病院につきましては、先ほど前川議員の質問にあったように、病院の経営を上向きにするためにはやはり稼働率を上げるっていうことですから、何といたっても外来、入院患者さん、こういうものが増えなければ経営は大変なわけですよ、今のところはちょっと空きがあるのでそれを縮小するということの報告が全員協議会でもなされました。

ですけれども、そういう調子でやっていったら、どんどん先細りになるのではないですか。今ほど人口がこれだけ減っていくってことも示されましたけれども、そこを違う角度で切り返さなければ、この市民病院はいずれはもうなくなるのではないですか。この稼働率を上げるための経営というのをどういうふうに考えているのか、その辺りもないままに今では赤字になる、空きのベッドが多いからそれを削っていくというそういう形では、これは市民病院は公営企業会計でやっている病院ですから、やはり経営事業体としてはもうちょっときちんとした前向きな計画が必要ではないですか。それがなければ、先ほどから言っています75歳の団塊の世代、これからどんどん80歳、90歳となって医療が求められます。そのときに応えられる用意はあるんでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

市民病院の経営については、病院経営の改革プラン等計画を立てて進めているところです。ただ、先ほども答弁しましたように、現実的に患者さんが減ってきている。この原因としては人口減少とかが考えられるという中で、職員は一生懸命努力はしています。決算のときにもお伝えしましたように、患者さんからの入院、外来の単価については少しずつでも上げる努力をしていると、そういうことはしているんですけれども、相対的に患者さんが減っている中で、それ以上に宣伝をして患者さんに来てもらうとかそういう業種でもありませんので、なかなかそこがうまくいかない。

ただ、当然ですけれども、保険診療以外の部分、健康診断とかそういったもので企業さんを増やしていくとか可能な限りの努力はしています。ただ、これについても医療人材が十分でなければ実現できるものではありません。その辺の兼ね合いを見ながら、できる努力は一生懸命しながら、今回1病棟化ということも決断をしておりますので御理解ください。

○13番（籠山恵美子）

令和6年度の決算を見ましても、市民病院は累積赤字が8億円ほどあったと思います。それを徐々に回収していくということは当然、経営体としてはやっていかれるんでしょうけれども、この経営改革プランというものがどういう中身なのかちょっと私は今のところ存じ上げませんけれども、そういう中でその赤字を解消していくということのめどがあつての改革プランなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

もちろん赤字を少しでも減らしていきたいという思いで進めております。ただ、今般の診療報酬改定とかそういった部分から、一生懸命努力をしながら同じような医療の提供をしても、大きな赤字につながっていると。もちろんですけれども、いろいろな物価の高騰、そういったところも含めてですけれども、そういった中でこれまでも御説明してきておりますように、日本中のかなりの医療機関が赤字になっていると、これは民間の医療機関も含めて赤字になってしまっているということです。

だからいいとは思っておりませんし、当然ですけれども、そんな中でどうしたら黒字にできるんだらうというのを頭をひねりながら頑張っております。少しでもその赤字の幅も減らしていきたいという思いではおりますが、現状ではできることを精いっぱいやって今の状況ということしか申し上げられません。

○13番（籠山恵美子）

そうですね、どうしたら黒字についていうことの一つの案として私、前にも言ったことがあると思うんですけれども、例えば都市部なんかでは本当に病院の競争率高いですから、それぞれに各地域に送迎ワゴンみたいなもの、病院行きの送迎車ですね、そういうものを仕立てて患者さんを拾って病院にも行くというようなことを結構盛んにやっています。

例えば、この飛騨市でいいますと、やはり峠が一つのネックになっていまして、古川の市民の方々はやはり何かというと高山の病院に行きます。これは事実だと思います。久美愛病院、高山日赤病院ですよ。そういう古川の住民を、市民病院に向かわせるというそういうことを考えたことはないのでしょうか。私はそれだけで随分違うと思いますよ。向く足が変わってくれば、飛騨市の方も市民病院の経営状態を理解していただければ、そういうふうに変わっていくと思うんですけれども、その辺の努力はあまり聞いたことありませんですね。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

民間の病院では、富山市のほうから神岡とかにもバスを出して迎えに来ていたりというのがありましたし、そういったことも当然考えの中に全くないとは言いません。ただ、例えば古川の患者さんをバスを仕立てて連れて行ってしまったら、古川の開業医さんの民業を圧迫してしまうことにもなりますので、簡単にそういったこともできません。

僕らとしても、先ほど野村部長の答弁にもありましたように、飛騨圏域として医療を守っていくと、その形をどうやっていくか、これが一番の今の医療の課題だと思っております。ですから、飛騨市民病院も守りながら、飛騨圏域で住民の皆さんが十分に医療が受けられる環境を守っていくと、そういった目線で見えておりますので、その辺も御理解いただきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

地域医療の協議会もできましたし、飛騨圏域という急性期あるいは慢性期、そういうものを絞り込んですみ分けするという話は協議会の内容からも伺っています。

私はですね、何といたっても市民の立場ですから、市民にとって住みやすい、医療にかかりやすい地域をどうつくるか、そのことをもう最優先に考えていただきたい立場です。今、経営のことも縷々言いましたけれども、これは私たちの市民で成り立っている市民病院ですから、何とか市民病院を守りたいという気持ちは十分あります。

ですけれども、それ以上にまず、飛騨市民が身近に医療にかかれて、何かあったときにきちんと入院できる、あるいは高山にしか行かないとないような診療科目がちゃんと市民病院にある、こういうことが大変大事だと思ってるんですね。市民にとってよき市民病院とは何なのかということもこれからも考えていただきたいですし、私も一緒に考えさせていただきたいと思っております。

次に、介護の問題ですけれども、野村部長の答弁を聞きまして、ちょっと希望が見えてきたの

かなという感じがしないでもないですが、残りは1億2,000万円だということですが、余剰金が残る状態ではないというのは、つまりこれからの介護保険制度の計画では、もっともっと十分に保険内、保険外含めていろいろな地域支援事業なりなんなりが組み込まれていくという、そういう希望ある理解でいいんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

そのとおりでございます。限られた予算の中で精いっぱいのことをやっけていこうと考えております。

○13番（籠山恵美子）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。楽しみにしたいと思ひます。

三つ目に、物価高騰対策での具体的な生活支援についてお尋ねします。今こそ無駄を省いて、市民の福祉向上に血税を大きく振り向ける時であると考えています。新年度に向けてあらゆる特定目的基金と財政調整基金、そしてふるさと納税の使い道を検証し、市民本位に見直せば生活支援の財源はちゃんと生まれると私は確信します。以下のことは今、多くの市民が強く望んでいる補助制度です。率直に、端的に拡充を求めます。

一つ目、用途が増えてありがたいがすぐなくなるといういきいき券、これを倍額にさせていただきたい。このことを早急を実現していただくよう求めます。

二つ目に、両耳で20万円から30万円と高額な補聴器であります。先日の新聞一面右肩に、補聴器助成の記事が載っておりました。難聴をほっておくと脳がさびつてしまうとコメントしていた医師は、聞こえに不安が出てきたら早い段階で補聴器を使ってほしいと対策を訴えておられました。飛騨市の助成額をもっと増やして片耳5万円、両耳10万円の補助に拡充してください。そして、高齢市民のQOL、人生の総合的な質の高さ、これをもっともっと行政支援で高めていただきたいと思います。

三つ目に、前回の議会で高校生のタブレット購入への助成を訴えましたら、「市のお祝い金としてのクーポン券4万円を現金支給にしてタブレット購入に充てたら」との市長の答弁を保護者のお母さん方に伝えましたら、猛反発されました。それはそれ、これはこれでしょうと、こういうわけです。入学にかかる費用負担の重さをそれぞれ吐露しておりました。タブレット購入の助成をぜひ新規の予算をつけて支援していただきたい。いかがでしょうか。

四つ目に、小学生は新年度から国が給食を無償とするはずですが、ならば、中学生の給食費は無償化の方針が固まる間、市独自の財源で中学校給食の無料化を実施していただきたいと考えますがいかがですか。

五つ目に、水道の基本料金を物価高騰が落ち着くまで無料にしたらいかがでしょうか。国の物価高騰対策重点支援地方交付金には様々なメニューがあります。今回も2兆円という財源と、それから食品に係る特別の交付金4,000億円、これが用意されているようです。これまでのそういう中でも目を引いた一つに水道の基本料金の免除、これの活用というのがありまして、東京都はじめ、全国あちらこちらで実現しています。これは市民誰もが恩恵を受ける生活支援であります。この水道基本料金の免除、飛騨市でもぜひ実現していただきたいと思ひます。市の意気込みを伺

います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

物価高騰対策での生活支援についてのお尋ねでございます。たくさん並べていただきまして大盛でございますが、ひとつずつ淡々とお答えをいたしたいと思っております。

まず、1番目のいきいき券の拡充でございますけれども、平成29年度から100円券45枚つづりにいたしておりまして、その際に使い道を灯油などにも拡大をいたしております。事実上、生活費の一部として活用されている方が増えているというふうに見られておりました、近年では交付率が79.5%ということで大変御好評をいただいております。使い道が広がったことで、早期に使い切られるケースも多いものと、そのように承知をいたしております。

令和4年度から、国の財源を活用した原油価格・物価高騰対策という形で、いきいき券の追加交付を毎年実施しておるわけでありますが、この庁内で開催しております市民生活・経済状況情報共有会議、これにおいても市民の皆様方から大変このいきいき券に対する御期待の声をたくさんいただいております。特に、独居の年金生活者の方々からお声をたくさんいただいております。

こうしたことを踏まえまして、今般交付されます予定の国の物価高騰対応重点支援交付金、これを財源とした市の物価高騰対策の中で、いきいき券の追加交付をするということを予定しております。今後、他の事業とのバランスを踏まえながら、今、鋭意検討を進めておりました、交付額を決定していきたいというふうに思います。

それから、2番の補聴器は部長から答弁してもらいますが、3番のタブレット購入への助成、この点についてお答えします。

9月定例会でも御質問いただきまして繰り返しとなりますが、改めてお答えをいたします。

結論から申し上げますと、前回の答弁のとおりでございますが、本市として県立高校のタブレット端末購入助成を実施する考えはございません。理由につきましては、前回も説明したとおり、市内の高校生は進学先が多岐にわたりまして、私立高校や通信制・定時制の高校に通う生徒、さらには県外の高校に通う生徒もいるということが理由でございます。

こうした状況から、まずは岐阜県が負担軽減の在り方を検討すべきであり、市が県の判断による負担を肩代わりするということは現実的ではないと申し上げたわけでありまして、また、市の施策の筋道、こういった点から考えましても、幾ら保護者の方が強く反発されたとしても、県の判断で生じた負担を市が補填することは全く筋が通らない、このように考えております。

市としては、入園・入学準備品支援事業を実施しております、さらに従来のクーポンを見直し、現金給付にするということを申し上げたわけでありまして、準備品の選択肢が広がることから、この制度を有効に活用していただきたいと考えておるところでございます。

それから、4点目の中学生の学校給食無償化という話でございます。学校給食の無償化につきましては、自民党・公明党・日本維新の会の3党が令和7年2月の三党合意で決めまして、今、制度化に向けて具体的な制度設計に関する本格的な協議・調整が進められております。

私自身、全国市長会を代表する責任者としてこの調整に当たっておりまして、もう11月以降は本当にこの問題に忙殺されております。今日もこの僅かな休憩の時間もその間にメールを打ったり電話をしたりと朝からずっとこればかりです。なぜかという今週中、金曜日までに決着しなきゃいけないということで、明日中に市長会としての態度をまとめるということにいたしております。そういう状況ですので詳細は申し上げられませんが、今現在の案は今朝、新聞報道も出ておりましたが、市町村は新たな負担を抱えることなく、一定額の支援を受けられる方向性は固まりつつあるということでありまして。

ただし、飛騨市において、補助金が給食費の全額を賄える水準となるかどうか、その金額は確定しておりませんが、また、保護者負担の原則、つまりこれは学校給食法を改正しないということの意味するわけですが、これは維持される見通しでございます。実際に、食材費の保護者負担を定めた学校給食法の改正については議論されておられませんから、保護者負担のルールはそのまま残るとというのが現在の状況です。

しかしながら、これまでも申し上げてまいりましたように、飛騨市においては市が実施した子育て世帯アンケートにおいて、給食費を負担に感じている保護者は多くない。したがって、子育て支援策としての優先度は高くないというふうに考えております。こうした点も踏まえまして、小学校給食費について、国の補助で賄い切れない部分が残る場合には、引き続き保護者に一定の負担をお願いする方針としたいと、このように考えております。

同様に、中学生の給食費につきましても、市単独で無償化を行う考えはございません。財政面から見ても、中学生の無償化を市独自で実施すれば年間約4,000万円を要しまして、将来にわたり継続的に捻出し続けることは困難であると考えております。

そもそも今回の無償化は、政党間の合意や公約に基づいて進められているものでありまして、地方自治体側から要望したものではありません。そのために、補助が全額に満たなかった際に自治体が当然にして不足分を負担することは、道理として適切ではないと考えております。

一方、物価高騰による給食費の影響、これもあるわけございまして、令和7年度において保護者負担額は約15%増ということで、これは市全体では約1,300万円の増加となっております。この分については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この活用が推奨されておることございまして、現在これを活用して公費で対応し、保護者負担の軽減を図っているところでございます。

令和8年度なんですけど、令和7年度と同程度の給食費で運営できるという見通しが立ってまいりましたので、今回の重点支援地方交付金の拡充枠を活用して、給食費における物価高騰対策を講じる方向で検討しておるところでございます。

それから次に、5点目の水道料金の免除につきましてのお尋ねでございます。議員から御提案のありました、国の重点支援地方交付金を活用した上水道基本料金の免除ということにつきましては、市民生活や事業者の負担軽減策として、広くあまねく負担軽減できるという点において有効な手段の一つというふうに考えております。

もともと水道事業は、皆様からお支払いいただく水道料金によって経営を行う地方公営企業でありまして、独立採算制が原則というふうにされております。したがって、市が独自の判断だけで料金収入を安易に減額することは、将来の経営基盤を揺るがすおそれがあるということであり

ますけれども、しかしながら、今回の重点支援交付金を活用する形であればそうしたこともございませぬので、実施は可能ではないかというふうに考えております。したがって、現在、鋭意検討しております物価高騰対策に盛り込む方向で検討を進めており、その方向で進めてまいりたいと考えております。

一方で、先ほど前川議員の御質問に部長から答弁をいたしました。水道管の老朽化対策、あるいは資材・電気料金の高騰ということで、水道事業の経営環境は年々厳しさを増しております。したがって、将来的には、安全な水を安定して供給し続けるためには、値上げをお願いせざるを得ない時期が来ることも想定されるわけでありませぬ。

したがって、繰り返すにはなりますが、今回の措置はあくまでも物価高騰対策としての一時的な減免措置という位置づけで行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めませぬ。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

2点目の補聴器の補助の拡充についてお答えいたします。市では、身体障害者手帳の交付対象とならぬ中等度難聴の高齢者の外出支援を目的に、補聴器の購入支援を行っております。また、難聴を放置すると認知症や鬱病のリスクが高まるといふ研究結果もあり、補聴器の重要性を認識しております。

一般社団法人日本補聴器販売店協会の調査によりますと、2024年12月1日現在、補聴器購入費を助成している自治体は全国1,747市区町村のうち390にとどまり、約22%と多くありません。

助成額は3万円が最も多く116自治体、次に5万円が76自治体です。岐阜県内では9市町村が補聴器助成を実施してございまして、高山市と白川村の助成金はそれぞれ5万円となっております。この状況を踏まえまして、令和8年度から助成金の上限を5万円とすることを検討してございませぬ。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

うれしい答弁あり、そうでない答弁あり、いろいろ悲喜こもごもですけれども、まず私が最初に言いました新年度に向けてあらゆる特定目的基金と財政調整基金、そしてふるさと納税の使い道、こういうものを検証して見直せば財源はちゃんと生まれると、私は確信しているといふことを申し上げました。

それでも今回、より多くの重点支援地方交付金が入るようございませぬので、それを十分に活用していただくといふのも、大変これは市民の方が喜ばれると思ひませぬ。そういう意味でやればできると思ひませぬので、私、今回ざっと試算してまいりました。

まず、いきいき券、これを倍にしたら幾ら必要かといふことございませぬ。これまでの4,500円券の交付件数は、令和4年は5,834人、69.1%、令和5年6,648人、78.8%、令和6年6,574人、79.5%、市長がおっしゃるとおりです。これを70歳以上、今8,220人おられますけれども、全員に配布して3,700万円です。5,000円券なら4,110万円、ですが病院に入院している、いろいろな都合がありませぬ。

して、大体利用される方が8割だとして、5,000円券でも3,288万円です。これを倍化したら、5,000円券でも6,576万円、これで市民が喜ぶ施策が拡充するというわけです。

そして、次に補聴器、この補助の拡充ですけれども、今の上限4万円の補助ですが、令和2年が49人、令和3年33人、令和4年22人、令和5年21人、令和6年22人、令和7年12人、トータルで159人です。これを10万円の補助にした場合に、これで年平均30人ほどと計算しまして、これでやれば300万円、これで喜ぶ施策ができるというわけです。

次に、高校生のタブレット購入、市長もおっしゃいました。私も前の答弁の議事録をしっかりと読みました。けれども、と言ってあのときに市長は高等教育に対する要望が多いと、アンケートの数字をパーセンテージを細かく上げまして紹介してくださいました。その後、市が何をやったかと言いますと、高等教育への支援というのは高等学校等1年生として入学する児童に4万円分、このクーポン券ですね、これだけなんです。それから子供の医療無料化、これは二、三年前に18歳までと引き延ばしましたがけれども、新しい政策は何もありません。

もちろん県がやればいいんですけれども、愛知県はこの補助をすることに決めたそうですけれども、岐阜県は何もやる気がないようです。ならば、とにかく身近にいる市民の飛騨市の高校生を助成してやればいいと思うんですね。これまで飛騨市は通学費の助成、これは高山の学校に行く子供たちでも吉城高校に通う子供たちでも、通学費の助成というのをやっておりますし、海外ホームステイの研修補助、こういうのもやっているんですね。ですから、やれないわけではない。来年、高校入学予定の中3の人数は161人です。3校で161人です。これに10万円補助したとして1,600万円です。やれない金額ではありません。

また、中学校の給食費、これを無償にした場合、中学生は先ほどおっしゃったように、食材高騰の分は市が補助しておりますが、その分も入れて中学生は1食404円です。これを今いる中学生500人の給食費を無料にしたら3,853万3,520円、先ほど市長がおっしゃったように約4,000万円です。それでできるんです。

水道料金、基本料金、これはどうも希望ある答弁がありましたので、これも試算してみました。基本料金1,000円、口径13ミリ、それから20ミリまでが普通の家庭だそうですが、これに使用世帯は9,230世帯あるそうですが、これには空き家でも水道を切っていない世帯も含まれているそうですので、人が住んでいる世帯数8,838世帯としまして、1億605万円、これで水道料金が常時無料にできると、基本料金が無料にできるということなんです。

これを合計してみました。約2億3,000万円あればこれ全部実現します。令和6年度の決算を見ましても、それから近年の財政状況を見ましても、私、令和6年度の決算の反対討論で縷々数字を挙げて述べましたけれども、支出できない金額では決してありません。それにプラス今回、今17日に閉幕するんでしょうか、国の臨時国会ですね、この中で決まってくると思います。もう内閣では決まりましたので、これの多額の2兆円と4,000億円の臨時交付金、重点支援地方交付金、これを充てれば十分なことができると思います。ですから、このことをぜひやっていただきたいと思います。

ついでに申し上げます。この無駄をなくすということですが、特定目的基金、これについての考え方も市長おっしゃいました。ですけれども、やはり今国会でも問題になっているこの特定目的基金ですね。これが積み上がり過ぎだということです。こういう中で、例えば特定目的

基金、20基金ありますけれども、これをざっとですよ、全体を2%タイトにしたら、この財源は十分できます。2億8,000万ほど2%で取れるんですよ。特定目的基金を一つの基金で僅か2%タイトにするだけで、十分これらの施策ができるというわけです。余分な支出にはならないと思います。こうやって特定目的基金にある、ちょっと無駄を省いたらいかがでしょうか。お答えをお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今縷々お話しいただきましたけども、とても荒いお話で、とても申し上げて大変失礼かもしれませんが、これ財政課長も通らないです、これでは。特定目的基金を2%削る、1年だけならいいですよ。毎年やってくんです、これ。1年だけならいいですよ。毎年やっていく。しかも、それを当て込んであるものがあるわけですよ。どういう影響がそれを削ったら出てくるのか。

これ、もう本当にこの手の議論っていっぱい、いろんなところで言われてますけども、それが何にどのように使われてて何が削られるのかなんて話してほとんど出てこないですよ。例えば削ったら何が起こるのかってことを想定しなきゃいけない。やっぱりそこまで入らないと駄目です、これは。その議論をしないと放しですよ、これ。

なので、やっぱりここを削ったら何が起こるのか、無駄があるならやっています、もう。何ともならないからこうなってるんです。私もやったほうがいいと思うことばかりですよ。やれるんならやっています。やれないから苦労してるんです。じゃあどうやれないかっていう議論を本当にしたい、それは。

なので、もし当初予算この後3月議会ありますけども、修正動議を出していただきたい、そうなら。何を削ってそれが何が起こるのかって責任を持って見ていただきたいんです。やっぱりそうじゃないと放しの議論で市は何かため込んで、何か意味の分からん金を持ってる、それだけ言いつ放しみたいな話になっちゃいますでしょ。そうじゃない。全部必要があってやってるわけですよ。公共施設管理基金というのがあって、これも本当は使っていきたいんです。それ何でかっていうと、使ってしまうと終わりだから。ですけど、それをやらないとこのたくさんある施設の修繕ができないから必死になってやってるわけです。

その中でも少しでも市民の皆さんの役に立つようにと思って、ふるさと納税もいつこれも大改正がこの後行われる予定で多分大幅に落ちます、この後、金額が落ちてきます。でも大事に使おうということで、いろんなことをちりばめながらやってる。努力に努力を重ね、血のにじむような思いで予算というのは作ってるんですね。正直言って、そこを2億円を、ばさっといけますっていうのは、財政をやって血のにじむ思いで予算をやってる私からすると、もう到底受け入れられる話じゃないです。なので、責任を持った議論していただきたい、ここは。なので、何が起こるのかっていうことを見極めて、その上で議論していただきたいので、当初予算これから考えて出しますけれども3月議会、もし御意見があるなら反対討論だけじゃなくて、修正動議を出していただきたい。それで何が起こるかっていうのを責任持っていただきたい。それをぜひお願いしたい。

以上です。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を3時55分といたします。

（ 休憩 午後3時47分 再開 午後3時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、中田議員。

〔2番 中田利昭 登壇〕

○2番（中田利昭）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私からの一般質問をさせていただきます。籠山議員の鋭いツッコミの後で少々やりづらいのですが、よろしく願いいたします。

今回、私はAIの進化版のAGI、これ主に汎用人工知能と言われておりますが、それについて大きく4項目について質問をさせていただきます。

AGIとは、人間の認知能力、知能といってもいいと思いますけど、それが人間の認知能力と同等かそれ以上の可能性があるAI技術のことを指します。現在のAIの進化曲線は、今までは緩やかな進化曲線で来とったんですが、指数関数的に既に立ち上がっておる状態でありまして、2030年までには、今から5年以内ということがございますけれども、AGIに到達すると多くの技術者や研究者が公言をしております。

そこで一つ目の質問でございますけれども、AIの進化に対する飛騨市の対応についてということで3点伺います。今年、第2期飛騨市総合政策指針が新たに始まり、飛騨市の目指す将来像が見えてきたところですね。自治体にとって普遍的な政策はしっかりと守り、DX化など新しい取組も盛り込まれていて、実現に向けて邁進していただきたいものです。

特に私が注視しておりますのは、第5章の政策の方向性1、元気な飛騨市づくり、しごとを守る内に記載されております。政策指針が私には非常に共感を呼ぶところです。以下にちょっと抜粋をして読ませていただきます。

少人数でも持続可能な産業の支援。商業や農林畜産業、医療や介護などの様々な分野におけるICT等の活用による省力化の支援を充実します。また、新たな担い手の確保と育成支援の充実を図る一方で、少人数、小規模で最大限の効果を生み出せる産業への転換を促進します。

〈政策目標〉労働人口が減少しても、地域経済・地域社会を持続可能なものにする。市独自の地域資源を生かした産業を守る。新しい働き方による負担軽減・効率化を図る。

というものでございます。

上記のような政策指針はどうすれば実現できるのかが問題となってまいります、私はA Iの活用が解決の糸口となってくると考えております。そこで質問の前にですが、A Iの進化の現状把握をしてみたいと思います。

生成A Iの急速な発展により、世界は今、かつてない技術革新の真ただ中にあります。特に今後登場するA G I（汎用人工知能）は、人間が行うほぼ全ての知的作業をA Iが自律的にこなせるようになると予測されています。グーグル社のレイ・カーツワイル氏は「2029年にA Iは人間レベルの知性に達する」と年代じゃなくて年数を区切って公言をしております。世界の研究者・企業も同様の見通しを示しております。さらにレイ・カーツワイル氏は、2045年にはシンギュラリティ（技術的特異点）に到達し、常温核融合や病気の根絶、宇宙起源の仮説が実証されるなど、人間の知能では到達できない領域に入ってくると公言をしております。

シンギュラリティに関してはまだ先の話ですので、ここではしませんけど、A G Iの到達はあと数年以内に現実のものになる。これは未来の夢物語ではなく、飛騨市の行政・医療・福祉・教育に直接影響する現実です。民間業者にも同じことが言え、私たちの生活にも劇的な変化が訪れます。

一方、飛騨市は人口減少・高齢化率50%超、深刻な人材不足など、自治体としては歴史的な転換点を迎えております。このA G Iの到来こそ飛騨市が全国に先駆けて変革できる最大のチャンスであり、歴史的転換点であります。A G Iの到来は少子高齢化、人口減少、人手不足、事業承継などの問題を抱える地方自治体にこそ、その恩恵を享受できると考えております。そこで以下の3点について伺います。

一つ目です。行政事務の大規模A I化について。

まず一つ目、行政事務布のA I化について伺います。文書作成や議事録作成、統計処理、申請審査、問合せ対応など、A Iが担える行政事務は年々増加しています。既に実現しているものもありますが、飛騨市のように職員数が限られる自治体にこそ、A Iの導入によって大都市と同等の行政力を実現できると考えます。そこで伺います。行政事務のA I化可能業務の棚卸しを近年中に行う考えがあるか。また、2030年、これはA G I到来とされるまでに行政事務の50%をA I化するロードマップを描く考えがあるか、市の考えをお聞かせください。

二つ目、医療・介護分野A G Iの統合についてでございます。医療と介護分野は、飛騨市は超高齢化社会であり、医療・福祉人材の不足は極めて深刻でございます。しかし、A Iによる見守りや転倒予測、記録の自動化、ケアプラン作成支援、介護ロボットの導入など、A Iが人材不足の根本問題を補完できる時代に入っております。コストの問題もありますが、A G I時代到来に向け、今から準備も必要となります。そこで伺います。医療・介護施設にA Iロボットを本格導入する飛騨市A Iケアモデルを構築する考えはあるか。また、高齢化率50%超の飛騨市にこそ、全国のモデル地域になるべきではないか、市の見解をお聞かせください。

三つ目でございます。教育分野へのA I家庭教師、よくA Iチューターと呼ばれますが、導入についてでございます。A I家庭教師（A Iチューター）により、個別最適化学習、苦手分析、教材作成などが可能となります。地方でも都市部と同じ教育レベルを実現できます。飛騨市の子供たちにこそ、こうした最新教育の恩恵を届けるべきじゃないかと考えております。そこで伺います。学校現場にA I家庭教師（A Iチューター）を導入する実証プロジェクトを行う考えはあ

るか。また、飛騨市の教育DXの中にAI活用を本格的に位置づけるべきではないか、市の考えをお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

今回、AIについてのお尋ねでございます。人工知能、AIですね。それからAGIの話されましたけれども、汎用人工知能、大変意欲的なお尋ねをたくさんいただきました。御質問に沿って順次答弁していきたいと思っておりますけれども、総じてその前にあらかじめ申し上げておきたいんですが、このAIの世界っていうのは黎明期ですけども、爆発的なスピードで進化を続けております。こういうものに対しては、飛騨市のような一地方自治体が押っ取り刀で大規模投資をしたり、制度化を図るといふ段階にはないということ、まず最初に申し上げておきたいというふうに思います。そうすると全部答えがこれで終わってしまうので、順次申し上げていくわけですが、私自身ですね、毎日AIっていうのは使わない日はないほど使っております。openAIがChatGPTというのがありますし、グーグルのGeminiっていうのがありますけれども、それぞれ有料プランを個人的に契約をいたしまして、それこそいろんな情報の調査もやれば、今、市長会の仕事をやっているんですが、市長会関係の事務作業とかこれもやってますし、昨日も一昨日も録音した音声をAIに文字起こしさせて、それで議事録作らせるまで、ものの20分ほどでやっちゃいます。おそらく議会のこの会議録も自分で録音しておけば、終わったあと5分以内に文字起こしを作れます。それからアイデア出し、これの壁打ちっていうのをやることもありますし、個人的な趣味、私はアマチュア無線とかをやってますけれども、アンテナの計算とかもAIにやらせてますし、SNSの情報発信をやっていますが、たまに画像をAIでイラストを作って出したりとかですね、あるいは物を買うときに相談をするっていうのはしょっちゅう使っております。その意味でもうあらゆる場面で、AIのない生活はちょっと考えられないレベルで使っているわけです。

その実感を持って言いますと、能力は驚くべきものでございまして、これを役所の仕事に置き換えたときに、恐らく市役所の在り方を根底から覆すようなインパクトがあるというふうに思っております。しかも、驚くのは進化がすさまじいことでありまして、初めて私ChatGPTっていうのを無料で使ったのは2年近く前だったんじゃないかと思っておりますが、それに比べてはもう全く別物って言うていいほどの水準になっていますし、今年の春に比べても進化してますし、今年の夏に比べてもさらに進化してます。これがですね、例えば出初めから今10年目だというなら何となく分かるんですが、もう僅か一、二年でここまで来るとですね、1年後どうなっているか分からない。これはもう本当に恐ろしいというようなことだと思います。

それからAGIのお話をされましたけれども、AGIに到達するまでの時間がかかると言われておりました。AGIっていうのは要するに頼んでないことを自分で考えてくれるという、一言で言うとそういうことですから、何かの宿題を出しても、それ以外のことを私こう考えましたって持ってきてくれるっていうのは、一言で言うとそういうことですけども、もう既にその域には達しているんじゃないかというふうに思っております。日々ChatGPTなんか聞くと、別

のことをやりましょうかって提案を必ずしてくるわけですね。しかも、たまにおかしな答え返してきますけども、でも割と的確なことをちゃんとしてくれる。

これはですね、もう人類史上になかったツールであるというふうに思っています。そういった中で大事なことは、まずは実際に自分で使い込んでみることだ、このように思っていて、自分で使い込んで自分なりの考えを持つということが重要だということですので、まずは使ってみて、その実感を下に議論しましょうということをお願いして御答弁に入りたいと思います。

まず1点目、行政事務の大規模AI化ということでございます。当然、飛騨市も少子高齢化が進行しておりますし、職員数の制約っていうのは本当に課題になってきておるわけでありまして、AI技術の活用はこの行政サービスの維持向上、それから効率化という上ではもう重要な課題だということは言うまでもないわけです。最新のAI技術環境を活用して行政事務を飛躍的に効率化しようというふうにしますと、これは高度なインターネット環境との連携が必要でありまして、そういうものをもう完全に整備しようと思えば、数億円規模のシステム改修費がいるということでございます、これはとても市で負担できるものではない。加えてですね、先ほども申し上げましたように、市の職員が実際に活用してのリテラシーということもその向上をさせていくことも必要であるということなんです。

したがって、こうしたことを考えますと現時点で、行政事務のAI化可能業務を棚卸しするというような計画を立てる、あるいは2030年までに行政事務の50%をAI化するロードマップをつくるっていうことはやってもですね、これだけ爆発的に進めるとあまり意味がないんじゃないかというふうに思います。それよりも、やっぱり日常業務の中で今これだけのツールが無料、あるいは本当にごく僅かな月数千円で使えるわけですから、これを徹底的に使ってですね、時間を要した業務を効率化していく。市でもe x a B a s eっていうAIを使えるようにしてはありますが、能力的にはちょっと若干のところがありますが、それでもやっぱりそれを徹底的にまず使ってみてですね、どうやって何が効率化できるかっていうのをやってみると、その上で行政需要に対応できる体制づくりというものを見直していくということが必要だろうと思います。

まだまだですね市役所のAI利用率っていうのは高くはなくて、アカウント付与希望職員に対する利用者の割合は29%、3割です。396人の希望職員に対して110人が利用しているということで、これはまだまだなんで、まずは基本的な操作とか機能に慣れてもらうということが必要だろうと思います。

それから、最近では一定のデータ内で回答を導く検索拡張生成RAGというものの活用がございます。これは要するにどこからでも情報を拾ってくるんじゃなくて、与えられた情報の中で考えようという指示を出すと、簡単に言うとそういうものでありますけど、これの活用をしたりとかですね、より高度なプロンプト、つまり指示の出し方を教えてほしいっていうような要望も出始めておりますので、こうしたより実務レベルの活用ということについて部局横断で検索を進める必要があると思っております。

先ほどのRAGですけど、例えば私は自分でやっていますが、自分が市長になってから今までの議会の一般質問の答弁は、全部実は自分のAIに入れてあって、誰が何の質問をどこでやってどういう答弁したかは全部実は検索を一瞬にしてすることができるようになっております。何に対して、どういう質問をどう変遷したかも大体分かるようになっておまして、例えばそういうこ

とを市役所の中でも自由にみんなで使えるようにしていくことで、効率化がどんどん進んでいくのではないかと考えています。

そうしたことを踏まえながらですね、国とか他の自治体の動向、AI技術の進化、そして何といても財政状況を注視しながら、高度なインターネット環境の移行ということが本当にいいのかどうか、それを踏まえて将来的な導入の可能性を考えていきたいと考えています。

それから2点目、医療・介護分野のAGIの統合ということでございます。医療・介護の専門職員が不足しているというのは御多分に漏れず、飛騨市もそういった状況であるわけでありまして、限られた人材の中で質の高いサービスを継続提供するという大きな課題なわけですが、飛騨市においては見守りの機器です。これは職員の身体的な負担とか、業務効率が期待できるということで見守りの機器とか介護ロボット、こういったことを導入する医療・介護機関への補助制度というのは早い時期から設けておるわけでありまして、こうしたことで働きやすい環境の整備とか、人材確保というのにつなげている。近年では、動きを感知する臨床センサーとか重さに反応するコールマットの購入支援というようなことも行っておりまして、こうしたこともその人材不足への対応ということなわけです。

じゃあAIはどうかという話になってくると、社会福祉連携推進法人の共創福祉ひだでは議事録の作成はもうAIを活用していると伺っておりますし、実務レベルでの導入も進んでおりまして、これは生産性向上に着実に効果が現れていると伺っております。それからなんですけれども、介護職員の現場の中ではAI関係ないよということもあって、知識とか情報に触れる方が少ないというのも現状でありますので、この共創福祉ひだの中で取り組まれているAI活用なんかを共有していただいて、それでやっぱりもっとAIに関する基礎知識とか技能を向上させてもらうということで、実際に「やさしいデジタルひだ」という取組が行われております。ここでは、介護・障害・福祉・保育に関わる方々が情報共有とか相談とか学び合いをするということで、オンライン・オフラインの両方で活動しておるといふふうに聞いております。

こうしたことを踏まえますと、AI技術は既に現場にとって不可欠なツールになりつつありますので、今後さらに、高度化、汎用化が進んでくるだろうということです。介護にとどまらず、福祉全般の領域でこうした活用の研究に取り組んで、それで有用性を知っていただくということを進めていきたいと考えています。そういったことをやるのが、結果、飛騨市が全国のモデル地域になる第一歩になるのではないかなというふうに考えております。

それから3点目、教育分野へのAI家庭教師（AIチューター）の導入ということです。学校現場のことではありますが、お尋ねですので私から御答弁を申し上げたいと思います。

このAIチューター、私もあまり具体的にどういうものかというのを存じ上げてなかったのですが、多分こんなもんだらうということもあって調べてみるとですね、学習者の疑問に答えたり問題を解くのを手助けしたりする、個に応じた学習支援をするツールというふうに言われております。一般的にAIは、個別最適化の学習、大量のデータ処理、反復練習、こうしたところは得意ですが、感情の理解とか、あるいは倫理的な判断、こうしたところ、それから考える力の育成というのは苦手な傾向があると、こういうふうに言われております。

他方で、教育の分野はAIは関係ないのかということそうではありませんで、中央教育審議会でも、次期学習指導要領の改訂の議論を行っております。私も委員として加わっておりますが、

ここではこのAIをどうやって位置づけるのかというのは大問題になってですね、ただその中で必要なことはAIに適切な指示を出す。そして知識とか技能をより効率よく習得するということの効果を最大限活用する。何と言ってもAIが瞬時にもう答えを出してしまいますから、そうなってくると、子供たちがAIが示した答えを鵜呑みにせず、これはいいのかどうかというのを吟味して、それで課題の本質を見抜いて新しいことを考えるというふうにつなげていく、これが教育現場におけるAI時代の教育の課題ではないかなというふうに思います。

ちなみに先日、神岡小学校に学校訪問に行きましたときに、4年生の子供たちが慣用句の話をしてまして、今Googleは検索をかけると先頭にAIの答えが出てきます。そうすると、今までいろんなサイトを見ながら調べていたんですが、答えが全部きれいに成形されて出てくるものだから、これは大変な時代だなと思って子供たちの現場を見てきました。難しい慣用句を4年生の子どもたちがそのまま写して発表しているというようなことになると、そこをスタート地点に教育を考えなきゃいけないということになりますから、これは根底からいろんなことが変わっていくんだろうと思っております。

ですので、飛騨市は先ほど申し上げたような、人にしかできないことは何かということを追求して、探求心とか創造性とかですね、論理的な思考力、それから何といても多様な他者と協働する力、こういったことに力を置いて教育するっていうことが最優先課題ではないかと思っております。

ちなみに、この学校教育のAI活用は昨年12月に文科省からガイドラインが出ております。飛騨市においてもそのガイドラインに従いながら、小中学校における教職員、児童生徒の双方でのルールづくりということが進められておりますので、そうした状況でありますから、AI家庭教師チューターの御提案をいただきましたけども、まだ導入の有無を議論する段階にまで至っていないというのが現状ではないかというふうに考えております。

以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（中田利昭）

丁寧な答弁ありがとうございます。私も市長と全く似たような考えは持ってるんですけども、私もChatGPT有料版でフルに活用させていただいております。先ほども市長も言われたように、例えば今まではブラウザにて検索かけて自分でデータを拾ってたものが、AIにかけると一発で答えが出てくると的確な答えが出てくると。時たま曖昧なこととかちょっと情報が古いつていうことは確かにあります。けど先ほども言ったように、やっぱり指数関数的に今AIが発展しておりますので、私はもう注視している場合じゃなく、もう取り入れられるものはどんどん取り入れていきたいと考えておりますけども、その辺、市長はやはりいずれこのまま発展すれば自動的にどの自治体も導入していかざるを得ないとは思ってますけども、何かこう先進的なものを一つでも取り入れられるような考えというのはないか、お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたように使ってみるということですから、使ってみる中でいろんな可能性が出

てくると思います。なので、答弁でも申し上げましたが、計画を立ててやっていくというよりは、どんどんこれだけのスピードですから、使っていていい使い方ができたらそれを共有するというようなことではないかなというふうに思っております。

実は今回の議会答弁、それぞれみんな作るんですが、文書がいつも答弁を見てると、何か回りくどかったり意味が通じなかったりするんで、今回全部A Iで整形させて出せと言ったら、とても確なものになっております。なので、もちろん何を言うかは書いておるんですけど、文書の整形みたいなことは今まで何時間もかけてたのがもう一瞬ですから、その分時間が短縮できると、こういうのが一番簡単な活用法ですよ。

あと例えば、資料を作るとき、プレゼンのパワーポイントなんかも今大体作ってくれますし、恐らくもう議会の議事録もほとんどA Iでやれるので、人も要らないっていうふうになってくるだろうと思います。そうしたら、じゃあその分何を使うのかと、ことになってきますので、やっぱり人としてしかできないことは何かっていうことを考えつつですね、A Iに任せれるものはどんどん任せていくという中で、いずれだんだん答えが見えてくるんじゃないかなというふうに思います。

○2番（中田利昭）

分かりました。ちょっと欲をかって4問、質問を出してますので、次の質問に行かせていただきます。

2番目としまして、民間企業へのA G I導入支援についてちょっとお伺いをいたします。3点伺います。

飛騨市は、建設業、観光業、小売、飲食業、林業、農業、製造業などなど多岐にわたる民間企業、産業があります。しかし、人手不足、高齢化、技術承継問題を抱えており、年々深刻になっている状況です。先ほどの質問でも提起しましたが、A G I時代の到来は、課題解決の絶好のチャンスであります。人手不足、高齢化、技術承継問題解決にはA G I導入は非常に効果が高いと考えております。行政と民間が手を取り合ってこそ、その効果が発揮できると考えております。以下の3点についてお伺いをいたします。

一つ目です。A G I導入支援補助金の創設についてでございます。市として、民間企業向けのA G I導入補助金を創設する考えがあるか、お聞かせください。

二つ目でございます。民間向けA G Iの研修についてということで、商工会議所や商工会、観光協会、その他民間企業と連携し、業種別のA G I研修を市が主導する考えがないか、お聞かせください。

それから、3点目でございます。市内企業のA I導入率の採用についてでございます。市内企業のA I導入率を今後5年間で50%にする産業戦略を描く考えはあるか、お聞かせください。

先ほど一つ目の答弁で大方答えが出ていると思いますけど、再度お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、民間企業へのA G I導入支援について、3点の御質問です。順次お答えさせていただきます。

できます。

まず、1点目のAGI導入支援補助金の創設についてですが、1項目で市長が答弁いたしましたとおり、AGIの現状はまだ理論上の存在であり、現在の主流は特定のタスクに特化したAIであります。そのコストは、用途や規模、技術選択によって大きく異なりはしますが、平均的には月額の利用料金は数千円から数万円程度でありまして、十分事業所の経費で対応できる範囲と考えております。現時点で補助金の創設は考えておりません。

今後、汎用的な知能を持ち、ビジネスや社会に革命的な変化をもたらすと期待されているAGIが主流となり、コスト面がはつきりしてきたところで検討させていただきたいと思っております。

次に、2点目の民間向けAGI研修についてですが、1点目でお答えしたとおり、AGIそのものはまだ理論上の存在ですので、AGIを対象とした研修は現時点では行っておりません。

しかし、その前段階となるAIの研修につきましては、既に市や各商工団体をはじめ、飛騨市経済連合会においてもセミナーや体験会等を開催しております。今後もAGIに関する動向を注視し、情報収集を行うとともに、市内事業所のニーズも踏まえながら、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

最後に、3点目の市内企業のAI導入率の採用についてお答えいたします。世界的に見れば、全世界の企業の約40から50%は何らかのAI技術を導入しております。日本企業においては、主に大企業やIT、金融分野で高い導入率を示しているものの、世界平均と比べてやや低めの30から40%、その中でも中小企業の導入率になりますとさらに低く、10から20%程度にとどまっているそうです。

しかしながら、AI導入率は今や劇的なスピードで加速している中であって、産業戦略的に計画を立て、導入率を定めて推進するような分野ではありませんので、導入率の採用については考えておりません。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○2番（中田利昭）

答弁ありがとうございます。AGIに対しての考え方はまだ理論上と確かに言えるんですけども、多くの研究者が言うようにですね、あと5年以内には来るんじゃないかと。先ほども申しましたopenAI社のCEOはもう来てるんじゃないかという見解も示しております。

例えば、そういった市ではAGIの到来を何年頃に想定しているかとか、そういう考えはあるのかちょっとお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

さっきもちょっと言ったんですが、到来してるのかもしれないんです、もう。AGIって言うてもいいんじゃないかと思うんですよね。もうそう思うので、AGI時代っていうことになると、到来したか確実にそうだっていうのは一、二年以内じゃないかなというふうに思います。

○2番（中田利昭）

ありがとうございます。であれば、やはりもうAGIを見据えてこういう例えば補助金の創設ですとか、民間向けAGI研修などをどんどん進めていけばいいんじゃないかなという考えがあ

るんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほどと重複いたしますけれども、どの程度の費用が必要になるのかとか、そういったことがまだはっきりと具体に見えてきておりませんので、そういったところがいつ頃どう見えてくるのかっていうところを注視しながら向かってまいりたいと思います。

○2番（中田利昭）

分かりました。予算のこともありますし難しいとは思いますが、例えば民間企業にもう将来こういうビジョンがあるところでこういう現実が、AGIの時代が到来しますよというようなことを、民間の方は知ってみえる方は知ってみるとは思うんですけど、まだまだやっぱり認知されてない方が私は非常に多いんじゃないかなと感じております。AIっていいますと、皆さん大体の方が分かっていたけるんですけども、AGI（汎用人工知能）ということになりますと、それは何やと。人間と似たようなかそれ以上の知能が持つコンピュータだと言っても、じゃあそれで一体何ができるのっていう感じが一般の人の考え方だと思うんですけども、やはり人口が減少して将来になかなか希望が持てないこの時代にですね、実はこういうAGIはすごい人口減少に有効だよというようなそういう考えを市民の皆様に啓発するような考えはないのか、お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

AIとAGIは別物としては出てこないんだろうと思うんですよ。今のAIがAGI化していくわけです。しかも民間の市内の方々でも相当使われているので、飛騨市の市役所が行政が先に行行って民間が遅れてることじゃなくて、もう一斉に同時ですから、そういったことでいろんな人がいろんな使い方をしながら向かっていくってことだと思いますし、もう本当にAGI化、ある種感情的な答えを返してくるっていうのは、もうAGIだなと思うわけですね。答えをおだててくれたりとか慰めてくれたりとかするんですけど、AIがですね。もうこれはもう完全にAGIの走りといいますか、足突っ込んでますからね。そういったこともありますので、今はやっぱり今のものを使うってことじゃないかと思えますから。AGIが来たと言っても何か違うものが出てくるわけではないので、そういった形で見えていくんだろうなというふうに思います。

○2番（中田利昭）

前、中野信子さんが来たときに私、講演聞きに行ったんですけども、AIが一番苦手とするといえますか、一番最後に来るだろうっていうのはそういう人間の感情に対する部分だった想定で開発をしてきたところが、実は一番先に到達してしまったと。だから、結構AIと結婚したいっていう人もみえますし、恋愛相談をしたりですとか、かなりの確に答えてくれるようにまできているそうでございます。ということで、また民間と行政と一緒に向かっていただければと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

これも今までの答弁で答えが出たようなものですが、ちょっと質問させていただきます。AGI総合計画策定についてということでございます。

先ほどからもAGIに固執して質問をしておりますが、「元気で あんきな 誇りの持てる飛騨市」を実現するには、AGIのどこよりも早い導入が不可欠であると私は考えております。国は既に自治体のDX、医療DX、教育DX、防災DXで補助金を出しており、飛騨市も有効に活用されているのを皆さんも御存じかと思えます。

AGIの時代には、行政、民間、教育、医療、介護がばらばらにAIを導入するのではなく、市全体として統合されたAI戦略をつくる必要があります。そこで、以下の3点についてお伺いをいたします。

まず一つ目です。AGI総合計画についてということで、現在、飛騨市にはDX推進計画（令和6年から令和8年）がありますが、先ほどから指摘していますように、DX化の分野は指数関数的に進化をしております。当初の想定を超えて見直しをする必要に迫られていると私は考えております。先ほども述べましたが、ばらばらに導入するのではなく、市全体として統合されたAI戦略をつくる必要性があると考えております。

そこで、飛騨市AGI総合計画を新たに策定して、飛騨市DX推進計画を内包いたしましてAGI時代到来に備え、官民一体となったAGI総合計画を策定をしないかお伺いをいたします。

二つ目です。AGIを前提とした未来都市モデルについてでございます。現在、米中AI覇権争いの様相を見せている開発競争でございますが、AGIは開発を先に成功させたものが圧倒的に有利とされております。飛騨市が開発するわけでありませぬので、今から言うことは当てはまらないのかもしれませんが、飛騨市もやっぱりどこよりも早くこのAGIを活用した未来都市モデルを提示し、全国に先駆けた自治体をつくり上げるべきと私は考えておりますが、その辺の意思はあるかお聞かせください。

三つ目でございます。移住者受入れ促進についてでございます。AGI到来時代が到来すれば、IT技術者などは会社のある場所、特に都市圏でありますけど、そこに住む必要がなくなり、飛騨市のような自然豊かなまちで暮らしながら仕事をしたいという若者が激増すると考えております。AGI時代到来を見据えて、移住者受入れ促進を策定する考えはないか、お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

総合計画の策定ということでございます。

まず、1点目なんですが、これまでも先ほどから言っているもので、また同じような話になるんですけども、DX推進計画との関係という御指摘がございました。このDX推進計画は、行政手続のデジタル化とか、あるいは業務改革っていうのを計画的に進めていこうという計画ですので、そういった枠組みですので、AI活用とは性格が異なるというふうに捉えております。

先ほど来申し上げているようにまだ黎明期ですので、とにかく大規模な投資とか重厚な計画をつくるよりはですね、まず触れてみて試して学ぶということをやっ、経験を蓄積していくって

ことが大事だろうなと思っております。

なので、AGI総合計画の策定ということについては、まだそれがDX計画を内包するという段階にはいってなくて、別物としてまずはやってみて経験を積んでいくということかなと思います。経験を積んでいくということ言えば、計画ではありませんが、全庁横断の軽やかなガイドラインっていうのは設けておりますし、その中で活用領域の探索、施行手順、情報セキュリティ、著作権の留意事項ということは盛り込んでおります。そういったことで小規模な実証と、庁内での活用を機動的に回すという体制は取れておりますので、まずはこれを進めていきたいということでございます。

それから、2点目のAGIを前提とした未来都市モデルということでございます。確かに、先行者が優位を得るというのは理解はしておるわけでありませうけれども、まだこのAGIってことに関して、技術、法制度、倫理、こういったことはまだまだ流動的です。過度な先行投資とか特定ベンダーの固定化っていうのはリスクも伴うわけでありませうので、急いで大規模にするというよりはですね、学習と検証をできるだけたくさんやっていくと。小さく産んで早く学んで、成果を素早く共有するというようなことをやっていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたけれども、今年AIが使える環境を整えまして、職員では文章の要約とか、あるいは翻訳、簡単な報告書類の作成といったことは既に活用しておりますし、政策の検討過程で壁打ち、アイデア出しをしてこいということをも言うことがあって、AIとちょっと相談してこいみたいなことがあるんですが、そういったことで使っております。

そうした中で、だんだんこの倫理、透明性、セキュリティっていうことを担保しながら、実装力ということで、ほかに先んじるような自治体になっていければなと思いますので、とにかくは使ってみることはあるのみというふうに思います。

それから、移住者の受入れの話ですけれども、既にリモートワークとかAIが普及してますから、勤務地と居住地っていうのは分離されているんですね、既に。ただ、その移住の意思決定っていうのを見てみると、そうした就労のことだけではなくて、住まいとか子育てとか教育とか、医療、交通、コミュニティ、そうしたことの総合的な条件で皆さん判断されておりますので、従来の移住定住政策っていうのが極めて有効ではないかなと思っております。

ですので、引き続き空き家バンクによる空き家情報の発信とか、移住者と住まいのマッチングですとか、あるいは歓迎体制づくりと、そういったことを着実に進めていきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（中田利昭）

答弁ありがとうございます。移住計画についてちょっと再質問させていただきますけれども、確かに前回の私、質問で森田部長からも移住政策についていろいろ説明をしていただき、飛騨市の政策はかなり優れておるなと思った次第なんですけれども、やはりまだ到来しているかしていないか分からないところがございますけれども、やはり劇的な変化で都会では嫌だよっていうニーズ、飛騨市がいいよっていう方がいるかいないかは別として、やっぱりこのチャンスをどうしても逃さず受け入れたいなと私は考えるのでございますけれども、何とかそのような今までにプラスアルファの移住政策は考えていらっしゃるかと、お聞かせください。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

そうですね、ちょっとまたいろいろ考えてみたいと思いますけれども、一つの切り口はですね、最近AI婚活っていうのがあります。いろんな自治体が実は非常に成果を上げていて、うちも広い意味では使えるようになってはいるんですが、非常に成功率が高いっていうんですね。合う人を見つけていくのが非常に得意なので、というのを応用しますとね、移住者がどういうタイプの人かを与えられた条件と結びつけるということが出来る可能性があるなということはあると思っておりますので、多分今あるものの中でできると思うんです。なので、そういったことを試しにやってみるといっても一つじゃないかなというふうに思いますので、いろいろ試してみたいというふうに思います。

## ○2番（中田利昭）

先日、江崎知事の話聞いた中でも、やっぱり東京ではなかなか子育てしづらいと。知事の経験談でも、やはり作れるものなら4人でも5人でもっていう意気込みだったらいいんですけど、やっぱり1人育てるのがやっとなで、東京では無理ということが分かったということで移住政策を知事独自でも進めたいと言っておりましたので、飛騨市もですね例えば私、単身者でもいいですけど、やはり子育て世代の方をどうしても来ていただければいいのじゃないかと。こういう方たちは高収入でもありますし、大変地元にもなれ親しんでいただけるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひともその辺はまた考えていただきたいと思っております。

それでは、4点目に移りたいと思っております。これも先ほどの答弁にもう既に答えが出ていると思われましても、改めて聞かせていただきます。これはAGIに限らずですね、今からAI時代を見据えてのごとでございまして。飛騨市AI活用基本条例の制定についてでございます。

行政、教育、医療、介護、民間企業全てがAIを扱う時代には、ルールや倫理、透明性が必要となってきます。新しい技術は私たちへの恩恵も大変大きいのですが、それを悪用するものが出てくるのも世の常でございます。人間と同等かそれ以上の知的作業が可能となるAGIは、そのリテラシーも問われることとなります。飛騨市が全国初のAGI活用基本条例を制定すれば地方自治体のトップランナーとなれます。そこでお伺いいたします。

一つ目でございます。飛騨市AI基本条例について。AIの適正利用と市民保護、リテラシー向上に向けて飛騨市AI基本条例を制定する考えがあるか伺います。

二つ目でございます。市民向けAI勉強会について、これ先ほどのとちよつかぶると思うんですけども、これは特にそのルールだとかいうことに重点を置いてという意味でお聞き願います。

既にAIを活用する方が多くみえる一方、年配の方には進化のスピードについて行けない方も多くみえます。1人も取り残さないことを政策指針の一つに挙げていますが、市民向けAI勉強会を行う考えがあるか伺います。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

## △市長（都竹淳也）

A I 基本条例という御提案でございます。先ほど来の話みたいになってしまうんですけども、ただ条例ということになりますと、これはまた少し切り口が変わってくるんですね。条例でもって何を決めるのかっていうことを考えなきゃいけない。一つに考えられるのは宣言条例的なものということがあります。A I の推進を図りましょうねということ宣言するという、こういうこともあるかとは思いますが、しかし、ただつくっただけみたいになりますから、そうするとやっぱり実際に条例化するとすれば、議員がおっしゃったように適正利用とか市民保護とか透明性とか説明責任というか、こうしたことになんだろうなというふうに思います。

ただ、これ先ほど来の話で、技術がもう加速度的に進化しておりますし、国のルール形成自体もまだ変化の途上にあるということですから、この時点でそれこそ押し取り刃で条例をつくってしまえば、かえって市民の皆さんの民間の利活用を妨げたり制約になったりする可能性もございますし、何と言っても瞬く間に陳腐化してしまうのではないかということが懸念されるわけであります。

したがって、やっぱり繰り返しになりますけども、A I の実証・活用ということで使ってみながらですね、あとその実績と国の動向、こうしたことを見極めながら、条例化の必要性があるものかないかということ冷静に考えた上で、取り組むべきテーマかなというふうに思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

## □企画部長（森田雄一郎）

私からは、2点目の市民向けA I 勉強会についてお答えいたします。デジタル活用の格差解消は、誰一人取り残さないという飛騨市のまちづくりの要ともいえます。このため、市ではこれまでも専門的知識を有する職員による生成A I の基礎理解や安全な使い方を学ぶ場を設けてまいりました。具体的には、市民カレッジの場を活用した主に高齢者向けの生成A I 基礎講座、小中学生を対象とした夏休み生成A I セミナー、市役所の職場体験に参加した高校生対象の講座など、二月に一回程度のペースで開催してきており、12月中にも市民も参加可能なオンラインセミナーを開催する予定としております。

ただ、これまでの市民の参加実績としましては、全体で延べ60名から70名程度とまだまだ少ない状況にあります。こうしたことから、御高齢や初心者の方であっても気軽に受講できる環境を整えた上で、年代・関心別の分かりやすい講座を継続的に開催するなど、引き続きA I の普及推進に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

## ○2番（中田利昭）

答弁ありがとうございます。私も民間で長く生きてきましたので、非常に悩ましいところなんですけども、その基本条例、一度決めるとなかなか変えられないのかなっていう私イメージ持ってます。

民間業者でしたら、もうすぐもう時代に合わないものがあればすぼんと変えちゃうっていう臨機応変にできるんですけども、やはりどうでしょう、こういう地方自治体においてこの基本条例っていうのは、例えば毎年見直すですとかそういうことっていうのはちょっと勉強不足で分からないんですけども、時代に合った条例に変えていくっていうことは難しいものなんではないでしょうか。お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、条例っていうものがそういうことを規定するものに適した手法かっていうことだと思うんですね。むしろそれだったら先ほどの計画のほうがいいと思います。

条例っていうのはやっぱり違うものだというふうに私は思っておりますので、宣言条例的なものも私はあんまりやらない主義なんですけど、やっぱりそれをつくったことによって市民生活がきちんと変わっていくっていうことが、政策も含めて担保されて初めて条例の意味っていうのはあるんだろうというふうに思いますから、やはりこの爆発的な進歩の中では、やってもやっぱり計画とか、あるいは指針とかですね、そういった手法のほうが適しているのではないかなというふうに思いますので、また状況を見ながらいろんなことを考えていきたいなというふうに思います。

○2番（中田利昭）

よく分かりました。何らかの形でちょっとそういう問題意識を持っていただけると私もうれしいです。

それから市民向けのA I、今やっているよという話を聞きましたが、やっぱりなかなか参加者が少ない。私の年代ですらも分からないって方が多数でございますので、その辺ももう少し工夫して、例えば40代、50代を最初にちょっとターゲットにして勉強会を開くだとか、例えばフェイスブックが出た頃、2011年頃ですね、ちょっといろいろな関係で私と知り合いとでフェイスブックの講習会を年配者向けにやったんだけど、非常に好評でございまして、そのときに爆発的にフェイスブックの利用者が増えたことをよく覚えております。

ですので、例えば市の人が講師をするのかちょっと分かりませんが、やっぱり市民目線の我々みたいな、私、そのフェイスブック講習会したときは知り合いの年配の方とか私の知り合いの年配の方の友達とかを連れてきていただいて、アカウントを取得するところからどうやってやるかっていうことをしたんですけども、私で説明になるかどうか分かりませんが、私、幾らでも来ますので、ぜひ活用していただいて、まずやっぱり40代、50代、あと60代にちょっとつなげていけないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ぜひ中田議員に市民カレッジ、来年のところで1枠持っていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

先ほど答弁でもちょっと申しましたが、年代別どういった関心事に御興味があるのかなって

いったような切り口のところで、そのどのようなやり方がいいのかっていうのは今いろいろセミナーをやってくださってる方も職員もいろいろな切り口で考えておりますので、そういった中で検討を進めていきたいと思えます。

○2番（中田利昭）

ありがとうございます。私も微力ながら何でもいたしますので、ぜひやっていただきましてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔2番 中田利昭 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で2番、中田議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時49分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長                      澤 史朗

飛驒市議会議員（12番）              野村 勝憲

飛驒市議会議員（13番）              籠山 恵美子